

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成28年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。



島人委第182号

平成28年10月19日

島根県議会議長 糸原徳康様

島根県知事 溝口善兵衛様

島根県人事委員会委員長

中村寿夫

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関して別添のとおり報告し、併せて給与について勧告します。

目 次

第 1 章 職員の給与等に関する報告	1
I 職員の給与等に関する報告	1
1 職員給与等の状況について	1
2 民間給与等の状況について	4
3 物価及び生計費について	6
4 国家公務員及び都道府県職員の給与について	6
5 人事院勧告の概要	7
6 職員給与と民間給与との比較	9
7 本年の給与改定	10
8 扶養手当の見直し	12
9 その他の課題	14
II 人事管理に関する報告	15
1 人事管理上の課題について	15
III 勧告実施の要請	22
第 2 章 職員の給与に関する勧告	23
(給与等に関する参考資料)	
1 職員給与実態調査の概要	参考-1
2 民間給与実態調査の概要	参考-28
3 生計費及び労働経済関係	参考-42
4 人事管理関係	参考-46

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成28年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきた。その結果の概要は次のとおりである。

(注) この報告による職員給与は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）等に定める給与である。従って、現在、講じられている管理職手当の減額措置は含まない。

I 職員の給与等に関する報告

1 職員給与等の状況について

職員給与実態調査の調査人員

全 県 職 員	調 査 対 象 職 員	調 査 対 象 外 職 員	
		休 職 者 再 任 用 職 員 等	企 業 局 職 員 病 院 局 職 員 技 能 労 務 職 員
13,917人	12,418人	355人	1,144人

(1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されている。その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が36.9%と最も高く、以下行政職30.4%、高等学校等教育職16.7%、公安職12.1%等の順となっている。

また、職員の平均年齢は44.2歳、平均経験年数は22.0年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.0歳（昨年44.2歳）、平均経験年数は22.5年（同22.7年）となっている。（参考資料第1表）

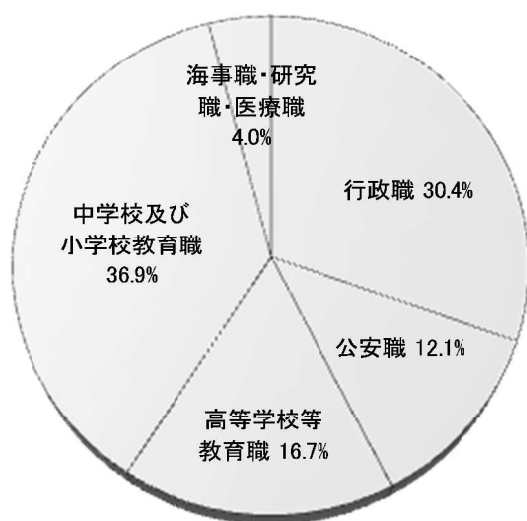
年齢別の職員構成をみると、50歳台の職員の占める割合が全体の約3分の1と他の年齢層に比べ高くなっている。また、平均年齢（44.2歳）は10年前（43.1歳）と比較して上昇している。（参考資料第4表）

給料表別職員数等

給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
区分	人	人	歳	歳	年	年
行政職	3,774 (30.4%)	3,796 (30.5%)	44.0	44.2	22.5	22.7
公安職	1,498 (12.1%)	1,489 (12.0%)	38.5	38.5	17.4	17.2
海事職	46 (0.4%)	43 (0.3%)	40.3	40.7	20.2	20.6
研究職	244 (2.0%)	246 (2.0%)	42.3	42.0	19.2	18.9
医療職(1)	40 (0.3%)	46 (0.4%)	46.2	44.1	20.3	18.2
医療職(2)	94 (0.8%)	98 (0.8%)	42.9	43.8	18.9	19.8
医療職(3)	74 (0.6%)	72 (0.6%)	40.8	40.2	18.6	18.0
高等学校等教育職	2,069 (16.7%)	2,062 (16.6%)	44.7	44.5	22.0	21.8
中学校及び小学校教育職	4,579 (36.9%)	4,606 (37.0%)	46.2	46.5	23.4	23.7
合計	12,418 (100.0%)	12,458 (100.0%)	44.2	44.3	22.0	22.1

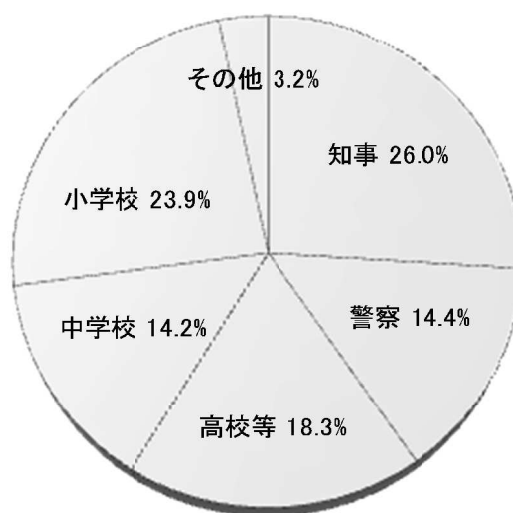
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比

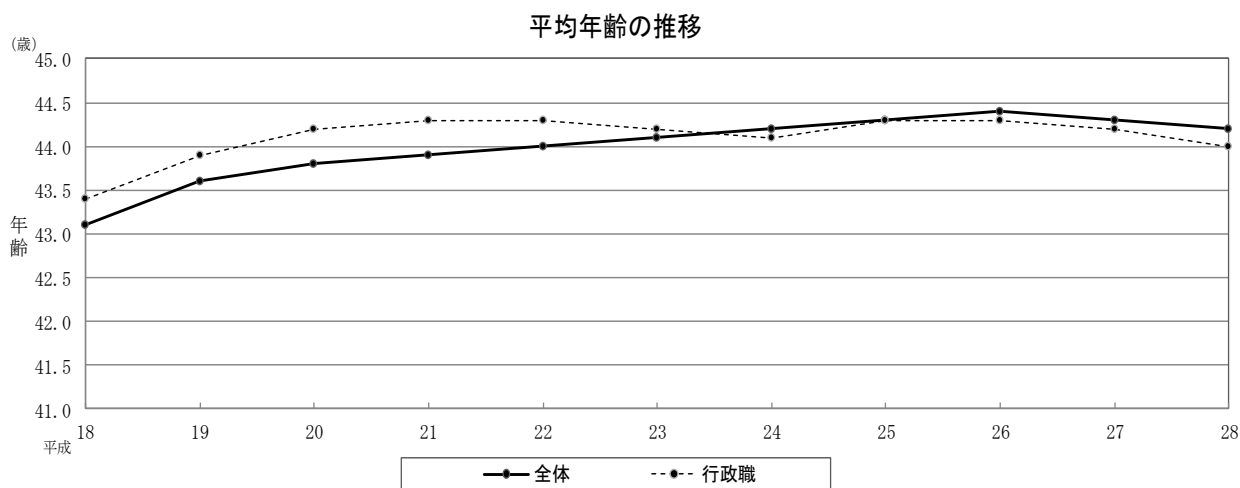
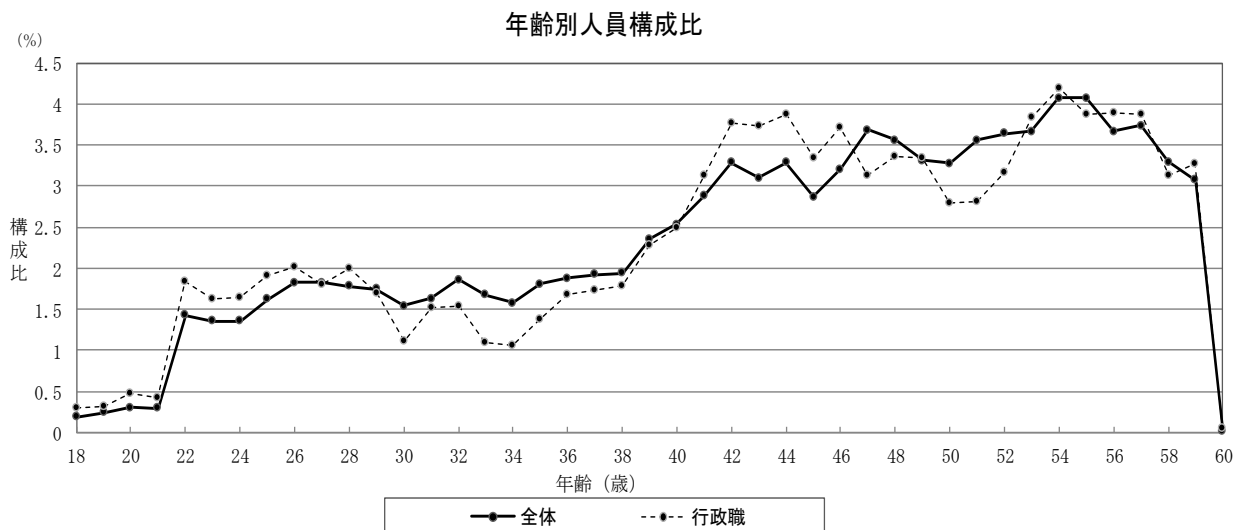


(参考資料第1表)

部局別職員構成比



(参考資料第2表)



(2) 職員の給与

平成28年4月分の職員の平均給与月額は387,617円で、昨年に比べ2,407円(0.6%)減少しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は360,607円で、昨年に比べ2,149円(0.6%)減少している。

これは、平成27年4月の給与制度の総合的見直しにより昇給した場合の給料月額の増加額が減少したこと等による。(参考資料第7表)

職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
給 料	360,486	362,972	333,321	335,666
管 理 職 手 当	6,207	6,192	8,223	8,025
扶 養 手 当	9,866	10,156	10,483	10,921
地 域 手 当	486	469	623	557
住 居 手 当	4,065	3,919	3,038	2,802
特 地 勤 務 手 当	3,971	3,808	2,834	2,807
そ の 他	2,536	2,508	2,085	1,978
合 計	387,617	390,024	360,607	362,756

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及びへき地手当（準ずる手当を含む）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

2 民間給与等の状況について

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち行政職 相当職種
5,206人	223人	4,983人	3,921人

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所254のうちから層化無作為抽出法^(注)により抽出した139事業所を対象に「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち133事業所の調査を完了した。

(参考資料第20表)

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,921人及び医師等職種1,062人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 本年の給与改定等の状況

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で55.0% (昨年37.9%)、高校卒で43.8% (同33.8%) となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.7% (同45.1%)、高校卒で61.3% (同44.4%)、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で38.3% (同54.9%)、高校卒で38.7% (同55.6%) となっている。 (参考資料第24表)

イ 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.7% (昨年37.2%)、ベースアップを中止した事業所の割合は9.4% (同7.5%) となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は89.7% (同86.5%)、定期昇給を停止した事業所の割合は1.0% (同1.7%) であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が11.5% (同23.3%)、減額となっている事業所の割合が8.8% (同8.5%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.7 (37.2)	9.4 (7.5)	0.0 (0.0)	52.9 (55.3)
課長級	32.5 (31.8)	9.5 (9.3)	0.0 (1.8)	58.0 (57.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
2 () 内の数字は、平成27年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			昨年と 比べ増額	昨年と 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員		90.7 (88.2)	89.7 (86.5)	11.5 (23.3)	8.8 (8.5)	69.4 (54.7)	1.0 (1.7)	9.3 (11.8)
課長級		84.2 (87.4)	83.2 (85.7)	12.2 (21.0)	3.7 (7.5)	67.3 (57.2)	1.0 (1.7)	15.8 (12.6)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
2 () 内の数字は、平成27年の割合である。

3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.3%、松江市で△0.2%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ169,870円、193,540円及び217,230円となっている。

(参考資料第31表、第32表)

4 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成27年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.7であった。

本県のラスパイレス指数は97.6（平成26年97.6）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成27年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	19
98以上 100未満	19
96以上 98未満	5
94以上 96未満	1
94未満	1
都道府県平均指数	99.7
島根県	97.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告したが、その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスとも引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]

[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分^(注)54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成28年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇級号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

6 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民

間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与365,809円に対して職員給与は365,461円であり、職員給与が348円(0.10%)下回っている。

(参考資料第17表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
365,809円	365,461円	348円 (0.10%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額3.94月分に相当していた。これは、昨年(3.91月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.90月)を0.04月分上回っている。

(参考資料第28表)

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.94月分	3.90月分	0.04月分

7 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な

角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(1) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合は約7割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記6（1）のとおり、職員給与が民間給与を348円（0.10%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 期末手当・勤勉手当について

前記6（2）のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.90月）は、民間事業所の特別給の支給割合（3.94月分）を0.04月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(3) 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

8 扶養手当の見直し

(1) 配偶者に係る手当の見直し

国においては、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあること、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、配偶者に係る手当について、見直しの予定がある又は税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとする事業所があることなど配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げることとしている。

本県においても、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること及び近年配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしない方式が採られていることについて国と同様の傾向が認められることから、人事院勧告に準じて配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げ6,500円とする。

(2) 子に係る手当の見直し

国においては、子に要する経費の実情や、少子化対策の推進に配慮し、子に係る手当額の引き上げを行うこととしている。

本県においても、同様の事情に配慮すれば、子に係る扶養手当を充実させることが適当であり、人事院勧告に準じて子に係る手当額を10,000円に引き上げる。

(3) 本庁次長級以上の職員に係る手当額の見直し

国においては、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある本府省課長級に相当する職務の級の職員に対しては、子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととし、本府省室長級に相当する級の職員については、その他の扶養親族に係る扶養手当をおおむね半額まで引き下げることとしている。

本県においても、本庁部長級の職員である行政職給料表9級及びこれに相当する職務の級の職員の給与水準は国と同様、一定以上の給与水準にあると認められることから、人事院勧告に準じて子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。本庁次長級の職員である行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級の職員についても人事院勧告に準じて引き下げ3,500円とする。

(4) 実施時期等

配偶者に係る手当額が引き下げられる職員に配慮し、国に準じて段階的に実施することとする。

なお、各年度における手当額は次表に示すとおりとする。

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

(5) その他

国においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、配偶者に係る扶養手当について必要な見直しを検討することとされている。

本県においては、「制度」・「構造」は国に準拠することを基本としていることから、国の配偶者に係る扶養手当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

9 その他の課題

(1) 特勤手当について

平成23年の見直しより6年を経過することから、特勤公署等における生活環境等の実情を調査し、見直しを検討する必要がある。

(2) 再任用職員の給与について

国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくとしている。

本県においても、引き続き県内の民間企業の再雇用者の給与の動向や国における再任用職員の給与の在り方にかかる検討状況等を注視していく必要がある。

(3) 介護時間制度の新設等に伴う給与の取扱いについて

国においては、本年の報告で、介護時間の新設を行うこととし、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されないよう、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しないこととしている。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間（地方公務員においては育児部分休業に相当）の取扱いについても介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いを講ずることとしている。

本県においては、国の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

II 人事管理に関する報告

1 人事管理上の課題について

(1) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。今年度には、経験者採用試験について、年齢別人員構成の偏りの是正に資するよう受験対象年齢を変更するとともに、幅広い経験を持った即戦力となる有能な人材を確保することを目的として、より人物重視の試験制度としたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を行うほか、獣医師等著しく採用が困難な職種の処遇を検討するなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(2) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に答えていくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高め、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、そのための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、さらには職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に着実に取り組む必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立

について言及してきた。

本年4月に改正地方公務員法が施行され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度の円滑な導入を進める必要がある。

(4) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

本年3月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画が策定されたところであり、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、同計画を着実に実行し、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が解消できていない状況にある。

このため、任命権者において、本年8月から、早期退庁及びノー残業デーの取組の徹底、時間外勤務実績の分析に基づく業務・組織の適正化並びに仕事の仕方や時間管理に係る職員の意識改革を重点取組事項として、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準化を図るとともに、業務改善やいきいきと働きやすい職場づくりの取組などを進め、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本年6月に、文部科学省において、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」が取りまとめられ、業務改善と学校指導体制の整備を一体的に推進するとともに、部活動の負担軽減や国・教育委員会の支援体制の強化などに取り組むこととされたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち昨年度月100時間を超える時間外勤務をした者の割合^(注)は、12.3%に達している状況にある。

本委員会が本年実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われており教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って子供と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認された。

各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、平成26年4月に県立学校に導入した校務支援システムを改善しながら教育職員の事務的業務の効率化を進めるとともに、本年3月にすべての教育職員を対象に実施した勤務実態調査の調査結果から学校現場の実態を分析し、

今後の取組を検討することとしている。

教育職員の負担軽減に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務縮減のための具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の多忙感・負担感の解消とゆとりを持って子供と向き合う時間の確保に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

(注) 昨年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成27年4月から平成28年3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

イ 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成28年3月に「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画(特定事業主行動計画)」を策定し、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率^(注)及び男性職員の育児休業取得率を、平成32年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成27年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等100%、教育委員会72.4%、警察82.8%であった。また、平成27年度中に新たに育児休業を取得した男性職員はいなかった。

介護のための休暇の取得者数は、平成26年度の260人に対し昨年度は261人であった。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

また、本年8月に、人事院が、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実について、勧告及び報告を行った。本県においても、国の動向等を注視

し、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護を行う職員の超過勤務の免除及び介護休暇の対象となる家族の同居要件の見直し並びに法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大について、適切に対応する必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（3日以内）又は男性の育児参加休暇（5日以内）を1日以上取得した者の割合である。

ウ その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、昨年度の報告において、適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度の導入に係る研究の必要性について報告したところである。

国及び41の都道府県において導入されている育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度は、職員の育児・介護と仕事の両立を図るために有効な制度であることから、本県においても早期の導入を検討する必要がある。

また、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

(6) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行って

いるが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、労働安全衛生法の改正により新設されたストレスチェック制度を効果的に運用するなど、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(7) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数(1,121人)の12.2%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われているところであるが、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

また、来年1月から、マタニティーハラスメント及びセクシャルハラスメントに関する法規制等が改正されることを踏まえ、妊娠、出産、育児休業・介護休暇の取得等を理由とするハラスメントの防止及び性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等について、適切に対応する必要がある。

(8) 高齢期の雇用問題

平成26年度から、公的年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられたことに伴い、新たな再任用制度が開始されたところである。

国家公務員の雇用と年金の接続については、本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引き上げに当たって、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応するとともに、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされており、今後こうした国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

(9) 退職管理の適正の確保

本年4月に改正地方公務員法が施行され、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

これに伴い、職員の退職管理に関する条例、職員の退職管理に関する規則及び島根県職員の再就職に関する指針により退職管理の適正を確保するための措置について規定されたところであり、これらの規程に基づき、引き続き適正に退職管理を行う必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであることから、当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,800円とすること。

（イ）医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

イ 勤勉手当について

（ア）平成28年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.8月分（特定管理職にあつては、1.0月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.45月分（特定管理職にあつては、0.55月分）とすること。

（イ）平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分ずつ（特定管理職にあつては、0.975月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分ずつ（特定管理職にあつては、0.525月分ずつ）

とすること。

ウ 扶養手当

- (ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第8条第4項、県立学校の教育職員の給与に関する条例第18条第4項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (イ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、平成28年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間における、2の（1）の別記第2については、第5条第1項の給料表中「517,935」とあるのは「518,296」とし、「598,391」とあるのは「598,808」とし、「695,944」とあるのは「696,428」とし、「794,503」とあるのは「795,056」とし、3の（1）の別記第3については、第7条第1項の給料表中「473,684」とあるのは「474,014」とし、「535,032」とあるのは「535,404」とし、「610,459」とあるのは「610,884」とし、「713,041」とあるのは「713,537」とし、「833,725」とあるのは「834,305」とすること。また、1の（2）のイの（ア）については平成28年12月1日から、1の（2）のイの（イ）及び1の（2）のウについては平成29年4月1日から実施すること。

(2) 条例公布日の翌月に支給される給料の特例

2の（1）の別記第2による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第5条第1項の給料表の第3号給以上の号給を受ける職員及び3の（1）の別記第3による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第3号給以上の号給を受ける職員がこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月（公布の日が月の初日であるときは、その月。以下「条例公布日の翌月」という。）に支給される給料の額は、アに定める額からイに定める額とウに定める額との差額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、アに定める額が当該差額に相当する額を超えないこととなる職員には、支給しないこととすること。

ア 条例公布日の翌月に適用される給料表の月額を基礎として算出した給料の額

イ 平成28年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間（以下「調整期間」という。）において在職した期間について受けた給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額

ウ 2の(1)の別記第2及び3の(1)の別記第3(いずれも4の(1)のただし書は適用しない。)による改定後の給料を基礎として調整期間において在職した期間について算定した給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額

(3) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に

係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,407	192,792	229,199	262,588	288,736	319,510	363,862	409,621	460,208
	2	143,513	194,602	230,808	264,499	290,949	321,723	366,477	412,035	463,325
	3	144,720	196,413	232,316	266,309	293,262	324,036	368,991	414,549	466,343
	4	145,826	198,223	233,925	268,421	295,374	326,249	371,606	416,963	469,360
	5	146,932	199,832	235,434	270,231	297,385	328,461	373,617	418,874	472,377
	6	148,039	201,642	237,144	272,142	299,698	330,473	376,131	421,187	475,394
	7	149,145	203,453	238,652	274,053	302,011	332,685	378,444	423,299	478,411
	8	150,251	205,263	240,261	276,165	304,224	334,898	380,959	425,511	481,529
	9	151,357	206,973	241,669	278,277	306,336	337,010	383,473	427,523	484,244
	10	152,765	208,783	243,178	280,288	308,649	339,222	386,188	429,635	487,362
	11	154,073	210,593	244,787	282,400	310,861	341,334	388,803	431,747	490,379
	12	155,380	212,403	246,195	284,411	313,174	343,547	391,519	433,858	493,496
	13	156,688	213,811	247,703	286,423	315,286	345,457	393,932	435,568	496,212
	14	158,196	215,622	249,212	288,535	317,398	347,469	396,245	437,378	498,525
	15	159,705	217,331	250,519	290,546	319,611	349,581	398,458	439,390	500,838
	16	161,314	219,142	251,927	292,558	321,723	351,592	400,872	441,401	503,151
	17	162,621	220,851	253,436	294,569	323,835	353,402	402,682	443,312	505,263
	18	164,130	222,561	255,146	296,580	325,846	355,414	404,693	445,122	506,671
	19	165,638	224,170	256,855	298,692	327,958	357,224	406,604	446,933	508,180
	20	167,147	225,779	258,666	300,704	329,970	359,135	408,414	448,642	509,588
	21	168,555	227,288	260,275	302,715	331,881	361,146	410,325	450,453	510,795
	22	171,270	228,997	262,085	304,827	333,992	363,057	412,135	451,961	512,203
	23	173,885	230,607	263,795	306,839	336,004	365,069	413,946	453,369	513,711
	24	176,500	232,216	265,504	308,951	338,116	366,979	415,856	454,878	515,220
	25	179,215	233,523	267,516	310,761	339,624	368,991	417,667	456,286	516,326
	26	180,925	235,032	269,427	312,873	341,535	370,902	419,175	457,593	517,432
	27	182,635	236,440	271,237	314,985	343,446	372,913	420,684	458,900	518,639
	28	184,344	237,747	273,047	316,996	345,357	374,924	422,293	460,107	519,846
	29	185,853	239,054	274,757	318,907	347,067	376,433	423,902	461,113	520,852
	30	187,663	240,261	276,668	320,918	348,977	378,243	425,209	461,817	521,757
	31	189,473	241,267	278,578	323,030	350,888	380,054	426,517	462,622	522,662
	32	191,183	242,474	280,288	325,142	352,698	381,663	427,724	463,325	523,567
	33	192,792	243,781	281,998	326,550	354,609	383,473	428,931	464,029	524,371
	34	194,301	244,988	283,909	328,562	356,420	384,881	430,238	464,834	525,277
	35	195,809	246,195	285,719	330,473	358,230	386,389	431,545	465,538	525,981
	36	197,318	247,502	287,630	332,584	359,940	387,999	432,752	466,141	526,483
	37	198,625	248,407	289,239	334,495	361,348	389,407	433,959	466,644	527,187
	38	199,933	249,815	290,949	336,406	362,655	390,613	434,764	467,248	527,791
	39	201,240	251,223	292,759	338,418	364,063	391,820	435,568	467,851	528,595
	40	202,547	252,732	294,569	340,328	365,471	392,926	436,373	468,455	529,199

	41	203,855	254,140	296,279	342,239	366,778	394,033	436,976	468,957	529,702
	42	205,162	255,548	297,988	344,150	367,683	395,240	437,680	469,460	
	43	206,470	256,956	299,598	345,960	368,790	396,446	438,384	469,863	
	44	207,777	258,263	301,207	347,871	369,896	397,553	439,088	470,164	
	45	208,984	259,470	302,916	349,380	370,701	398,257	439,893	470,466	
	46	210,291	260,778	304,626	350,788	371,606	398,961	440,697		
	47	211,599	262,185	306,235	352,296	372,511	399,665	441,100		
	48	212,906	263,493	307,945	353,805	373,416	400,369	441,804		
	49	214,012	264,800	309,051	355,414	374,321	400,972	442,306		
	50	215,119	265,907	310,560	356,218	375,126	401,576	442,709		
	51	216,124	267,214	312,068	357,425	375,930	402,078	443,111		
	52	217,231	268,521	313,677	358,431	376,735	402,481	443,513		
	53	218,337	269,527	315,286	359,336	377,439	402,883	443,915		
	54	219,343	270,633	316,896	360,442	378,143	403,185	444,318		
	55	220,248	271,941	318,505	361,348	378,847	403,486	444,720		
	56	221,254	273,248	320,013	362,454	379,551	403,788	445,022		
	57	221,857	274,354	321,522	363,359	380,054	404,090	445,323		
	58	222,762	275,360	322,729	364,063	380,657	404,391	445,726		
	59	223,567	276,366	323,935	364,767	381,260	404,693	446,027		
	60	224,472	277,472	325,142	365,471	381,964	404,995	446,329		
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,176	278,679	325,846	365,873	382,367	405,297	446,631		
	62	226,181	279,685	326,751	366,477	383,071	405,598			
	63	226,986	280,590	327,556	367,181	383,674	405,900			
	64	227,891	281,596	328,361	367,885	384,277	406,202			
	65	228,595	282,299	329,266	368,186	384,680	406,503			
	66	229,400	283,205	329,668	368,890	385,283	406,805			
	67	230,305	283,909	330,372	369,594	385,887	407,107			
	68	231,411	284,814	331,177	370,298	386,490	407,409			
	69	232,115	285,819	331,981	370,600	386,892	407,610			
	70	232,819	286,624	332,685	371,203	387,395	407,911			
	71	233,422	287,429	333,389	371,907	387,898	408,213			
	72	234,227	288,233	334,093	372,511	388,501	408,515			
	73	235,032	289,038	334,596	372,812	388,803	408,716			
	74	235,736	289,541	335,199	373,416	389,205	409,018			
	75	236,440	289,943	335,702	374,120	389,608	409,319			
	76	237,043	290,446	336,306	374,723	390,010	409,521			
	77	237,747	290,546	336,607	375,126	390,312	409,722			
	78	238,552	290,949	337,110	375,628	390,613	410,023			
79	239,356	291,150	337,512	376,232	390,915	410,325				
80	240,060	291,552	338,015	376,735	391,217	410,526				
81	240,764	291,753	338,418	377,238	391,418	410,727				
82	241,468	291,954	338,920	377,841	391,720	411,029				
83	242,172	292,356	339,423	378,344	392,021	411,331				
84	242,876	292,658	339,926	378,646	392,223	411,532				
85	243,479	292,960	340,228	379,048	392,424	411,733				
86	244,183	293,262	340,630	379,551	392,725					
87	244,887	293,563	341,133	379,953	393,027					
88	245,591	293,966	341,535	380,355	393,228					

89	246,295	294,267	341,837	380,758	393,429					
90	246,798	294,670	342,239	381,260	393,731					
91	247,201	294,971	342,742	381,663	394,033					
92	247,703	295,374	343,144	382,065	394,234					
93	248,005	295,474	343,345	382,367	394,435					
94		295,675	343,748							
95		296,078	344,251							
96		296,480	344,653							
97		296,681	344,753							
98		296,983	345,256							
99		297,385	345,659							
100		297,787	345,960							
101		297,988	346,262							
102		298,290	346,664							
103		298,692	347,067							
104		298,994	347,469							
105		299,195	347,972							
106		299,497	348,374							
107		299,899	348,776							
108		300,201	349,179							
109		300,402	349,681							
110		300,804	350,084							
111		301,207	350,385							
112		301,508	350,687							
113		301,609	351,190							
114		301,911								
115		302,212								
116		302,615								
117		302,816								
118		303,017								
119		303,319								
120		303,620								
121		304,023								
122		304,224								
123		304,525								
124		304,827								
125		305,129								
再任用職員	187,965	215,622	255,850	275,360	290,546	316,091	358,029	391,317	442,709	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,839	181,629	208,280	248,508	292,457	319,108	347,871	382,869	424,405
	2	167,549	183,439	210,291	250,318	294,468	321,321	350,084	385,082	426,215
	3	169,359	185,249	212,303	252,128	296,580	323,634	352,397	387,194	428,126
	4	171,069	187,060	214,314	253,939	298,894	325,746	354,609	389,306	430,037
	5	172,578	188,971	216,326	255,648	300,704	328,059	356,621	391,116	431,445
	6	174,488	191,284	218,337	257,459	302,916	330,271	358,733	393,128	433,154
	7	176,299	193,597	220,348	259,068	305,028	332,584	360,945	394,938	434,764
	8	178,210	195,910	222,259	260,778	307,241	334,797	363,158	396,748	436,272
	9	179,919	198,122	224,371	262,185	309,252	336,708	365,069	398,558	437,881
	10	181,629	200,737	226,181	263,795	311,465	339,021	367,281	400,570	439,591
	11	183,339	203,251	227,992	265,102	313,778	341,234	369,393	402,581	441,200
	12	185,048	205,766	229,802	266,409	315,890	343,547	371,606	404,693	442,809
	13	186,959	208,079	231,713	268,019	318,002	345,558	373,617	406,403	443,915
	14	189,071	209,889	233,624	269,427	320,315	347,670	375,729	408,515	445,525
	15	191,183	211,699	235,534	270,533	322,527	349,883	377,942	410,526	447,335
	16	193,295	213,510	237,445	271,840	324,740	351,995	380,054	412,638	449,145
	17	195,508	215,420	239,054	272,846	326,651	354,207	381,763	414,348	450,754
	18	197,921	217,331	240,865	274,254	328,964	356,218	383,775	416,058	452,565
	19	200,335	219,242	242,675	275,662	331,076	358,330	385,685	417,767	454,375
	20	202,749	221,052	244,485	277,070	333,389	360,442	387,697	419,376	456,084
	21	205,263	222,762	246,094	278,377	335,400	362,353	389,507	421,086	457,694
	22	207,073	224,572	247,502	279,785	337,412	364,365	391,619	422,695	459,403
	23	208,883	226,383	248,709	281,093	339,524	366,376	393,731	424,103	461,012
	24	210,694	228,193	250,017	282,601	341,535	368,488	395,742	425,612	462,823
	25	212,604	229,903	251,324	283,808	343,547	370,298	397,452	426,919	464,331
	26	214,415	231,612	252,631	285,719	345,659	372,310	399,464	428,327	465,739
	27	216,225	233,322	253,939	287,730	347,670	374,321	401,576	429,836	467,248
	28	217,935	235,032	255,146	289,742	349,681	376,332	403,687	431,445	468,555
	29	219,846	236,440	256,352	291,653	351,693	378,243	405,196	432,752	469,762
	30	221,656	238,250	257,459	293,664	353,805	380,355	407,006	434,462	470,466
	31	223,466	240,060	258,766	295,474	355,816	382,467	408,716	436,172	471,170
	32	225,276	241,870	259,872	297,385	357,928	384,479	410,426	437,781	471,874
	33	226,986	243,278	260,576	299,195	359,537	386,389	412,135	439,189	472,377
	34	228,696	244,787	261,783	301,006	361,549	388,501	413,644	440,898	473,181
	35	230,405	246,094	262,889	302,916	363,459	390,613	415,253	442,608	473,885
	36	232,115	247,502	264,096	304,727	365,571	392,524	416,762	444,217	474,489
	37	233,523	248,810	265,001	306,537	367,482	394,234	418,069	445,625	474,790
	38	235,333	250,117	266,208	308,448	369,594	395,742	419,578	446,329	475,394
	39	237,144	251,324	267,214	310,359	371,606	397,050	421,086	447,033	475,897
	40	238,954	252,531	268,220	312,068	373,617	398,458	422,595	447,737	476,400
	41	240,362	253,738	269,427	313,979	375,628	399,665	424,103	448,139	476,902
	42	241,770	254,944	270,835	315,789	377,740	400,771	425,411	448,743	477,305
	43	243,077	256,051	272,142	317,700	379,852	401,777	426,718	449,447	477,707
	44	244,284	257,157	273,349	319,611	381,864	402,782	427,925	450,050	478,109
	45	245,591	258,062	274,455	321,321	383,573	403,989	428,931	450,855	478,411
	46	246,698	259,168	275,964	323,231	385,283	405,196	429,635	451,559	
	47	247,703	260,275	277,472	325,142	386,892	406,302	430,439	452,062	
	48	248,609	261,482	279,081	326,953	388,602	407,509	431,244	452,565	

再任職員以外の職員

49	249,514	262,387	280,892	328,562	390,010	408,817	431,747	453,067
50	250,620	263,593	282,601	330,171	391,016	409,621	432,149	453,369
51	251,827	264,599	284,311	331,679	392,021	410,426	432,551	453,671
52	252,933	265,705	285,819	333,389	393,027	411,130	432,853	454,073
53	253,738	266,912	287,328	334,998	394,334	411,633	433,154	454,475
54	254,944	267,918	289,138	336,708	395,441	412,337	433,557	454,676
55	255,850	269,326	290,848	338,518	396,547	413,040	433,858	454,978
56	257,056	270,533	292,558	340,328	397,754	413,644	434,160	455,179
57	258,062	271,539	294,167	341,435	399,061	414,348	434,462	455,582
58	259,068	273,148	295,876	343,144	399,866	414,750	434,764	455,783
59	259,872	274,556	297,687	344,753	400,670	415,354	435,065	455,984
60	260,878	276,165	299,497	346,363	401,374	415,957	435,367	456,185
61	261,984	277,774	300,905	347,972	401,877	416,359	435,669	456,587
62	262,990	279,383	302,715	349,681	402,581	416,963	435,970	
63	264,096	280,992	304,525	351,391	403,285	417,466	436,272	
64	265,001	282,501	306,235	353,101	403,989	417,968	436,574	
65	266,108	284,009	307,744	354,710	404,291	418,471	436,876	
66	267,315	285,417	309,453	356,319	404,995	419,075	437,177	
67	268,521	286,926	310,962	357,928	405,699	419,477	437,479	
68	269,829	288,334	312,672	359,537	406,302	419,980	437,781	
69	271,036	289,943	314,180	360,744	406,705	420,382	437,982	
70	272,444	291,451	315,588	362,152	407,207	420,684	438,284	
71	273,852	293,060	317,097	363,459	407,811	420,986	438,585	
72	275,159	294,670	318,605	364,867	408,314	421,287	438,887	
73	276,466	295,876	319,510	366,074	408,817	421,589	439,088	
74	277,874	297,284	321,120	367,281	409,219	421,891	439,390	
75	279,282	298,793	322,628	368,589	409,722	422,192	439,692	
76	280,489	300,302	324,338	369,896	410,225	422,494	439,993	
77	281,696	301,408	326,148	371,203	410,727	422,695	440,194	
78	282,903	302,916	327,858	372,410	411,230	422,997	440,496	
79	284,110	304,224	329,467	373,617	411,834	423,299	440,798	
80	285,216	305,732	331,076	374,824	412,337	423,600	441,100	
81	286,322	307,140	332,786	376,031	412,739	423,801	441,301	
82	287,529	308,548	334,495	377,238	413,342	424,103	441,602	
83	288,837	309,856	336,104	378,344	413,845	424,405	441,904	
84	290,144	311,264	337,814	379,551	414,046	424,606	442,206	
85	291,351	312,370	339,222	380,657	414,348	424,807	442,407	
86	292,558	313,878	340,731	381,260	414,851	425,109		
87	293,664	315,186	342,239	381,763	415,152	425,411		
88	294,871	316,694	343,748	382,367	415,454	425,612		
89	295,977	318,203	345,055	382,970	415,756	425,813		
90	297,184	319,712	346,262	383,573	416,158	426,115		
91	298,290	321,120	347,569	384,177	416,560	426,416		
92	299,497	322,628	348,877	384,780	416,963	426,617		
93	300,201	323,935	350,285	385,082	417,264	426,819		
94	301,508	325,243	351,793	385,585				
95	302,615	326,651	353,302	386,188				
96	303,922	327,958	354,810	386,691				
97	305,028	329,165	356,118	387,093				
98	306,235	330,473	357,325	387,496				
99	307,442	331,780	358,431	388,099				
100	308,649	333,087	359,638	388,602				
101	309,856	334,495	360,744	389,004				
102	310,861	335,400	361,850	389,507				
103	311,968	336,507	362,957	390,111				
104	312,973	337,714	364,163	390,613				

105	313,778	338,820	365,370	390,915						
106	314,381	339,926	365,873	391,317						
107	314,985	340,932	366,477	391,820						
108	315,689	342,038	367,080	392,122						
109	316,192	343,245	367,683	392,424						
110	316,694	344,251	368,186	392,926						
111	317,197	345,256	368,689	393,429						
112	317,801	346,161	369,192	393,932						
113	318,605	347,067	369,594	394,234						
114	319,309	347,972	369,997	394,737						
115	320,013	348,977	370,600	395,240						
116	320,717	349,983	371,103	395,742						
117	321,321	350,989	371,505	396,044						
118	322,125	351,492	372,008	396,547						
119	322,829	352,095	372,611	397,050						
120	323,634	352,698	373,114	397,553						
121	324,237	353,000	373,215	397,955						
122	324,539	353,402	373,818	398,458						
123	325,042	353,905	374,321	398,860						
124	325,545	354,308	374,723	399,363						
125	325,846	354,710	375,226	399,765						
126		355,112	375,729							
127		355,615	376,232							
128		356,017	376,735							
129		356,420	377,036							
130		356,822	377,539							
131		357,224	378,042							
132		357,626	378,545							
133		357,828	378,847							
134		358,330	379,350							
135		358,733	379,752							
136		359,034	380,154							
137		359,336	380,456							
138		359,738	380,959							
139		360,241	381,462							
140		360,744	381,964							
141		361,046	382,266							
142		361,549								
143		362,052								
144		362,554								
145		362,856								
再任用職員	242,071	253,838	257,962	289,440	306,034	320,214	343,949	379,249	411,029	

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,927	224,874	269,225	318,505	355,716
	2	146,932	227,087	271,036	320,516	358,029
	3	148,039	229,098	272,846	322,628	360,241
	4	149,044	231,210	274,656	324,740	362,755
	5	150,050	233,221	275,964	326,953	364,968
	6	151,357	235,333	277,874	328,863	368,086
	7	152,665	237,445	279,685	330,473	371,304
	8	153,972	239,557	281,495	332,182	374,220
	9	155,078	241,770	283,003	333,791	377,137
	10	157,190	243,681	285,518	336,104	380,255
	11	159,101	245,591	287,730	338,418	383,372
	12	160,912	247,502	289,943	340,932	386,389
	13	163,023	249,413	292,558	343,044	389,306
	14	165,035	251,324	295,172	345,357	392,021
	15	166,845	253,134	297,385	347,670	394,837
	16	168,756	255,045	299,799	350,084	397,553
	17	170,868	256,755	302,112	352,497	400,369
	18	173,181	258,666	304,324	355,012	402,380
	19	175,695	260,576	306,537	357,425	404,391
	20	178,008	262,487	308,649	359,839	406,503
	21	180,422	263,996	310,660	362,253	408,213
	22	182,936	265,605	311,867	364,666	410,124
	23	185,350	267,113	312,973	366,879	412,035
	24	187,965	268,622	314,180	369,192	414,046
	25	190,177	270,131	315,488	371,505	415,655
	26	192,591	271,740	317,097	373,919	417,264
	27	195,005	273,148	318,605	376,332	419,075
	28	197,519	274,656	320,214	378,646	420,784
	29	200,033	276,064	321,522	380,758	421,891
	30	202,648	277,472	323,131	382,869	423,500
	31	205,363	278,880	324,740	385,082	425,008
	32	207,978	280,087	326,450	387,194	426,617
	33	210,392	281,093	328,059	389,105	428,227
	34	213,107	282,501	329,668	390,815	429,534
	35	215,823	283,607	330,975	392,524	430,841
	36	218,538	284,914	332,484	394,334	432,048
	37	221,153	285,920	333,992	396,044	433,255
	38	222,762	287,127	335,602	397,452	434,261
	39	224,371	287,931	337,211	398,961	435,266
	40	225,980	288,937	338,619	400,469	436,272
	41	227,489	290,043	340,127	401,173	436,674
	42	228,997	291,049	341,535	402,481	437,278
	43	230,506	291,954	343,044	403,687	437,982
	44	231,813	292,658	344,552	405,095	438,686
	45	233,422	293,563	345,960	406,503	439,289
	46	234,529	294,770	347,368	407,911	439,591
	47	235,635	295,876	348,776	409,319	440,194
	48	236,741	297,284	350,184	410,627	440,798

再任用職員以外の職員	49	237,948	298,692	351,291	411,934	441,200	
	50	238,853	299,799	352,698	412,839	441,904	
	51	239,758	300,905	354,106	413,744	442,608	
	52	240,664	301,810	355,514	414,650	443,312	
	53	241,368	302,916	356,922	414,851	443,915	
	54	242,172	303,922	358,330	415,253	444,619	
	55	242,977	305,028	359,638	415,756	445,323	
	56	243,882	305,933	361,046	416,259	445,927	
	57	244,887	307,140	361,850	416,661	446,329	
	58	245,793	308,247	363,057	416,862	447,033	
	59	246,698	309,353	364,163	417,466	447,737	
	60	247,603	310,459	365,471	417,968	448,441	
	61	248,407	311,163	366,577	418,371	448,843	
	62	249,313	311,867	367,181	418,974	449,145	
	63	250,117	312,672	367,683	419,578	449,447	
	64	251,022	313,476	368,287	420,181	449,749	
	65	251,425	313,979	368,689	420,784	449,950	
	66	252,128	314,683	369,192	421,388	450,251	
	67	252,732	315,286	369,695	421,891	450,553	
	68	253,335	315,890	370,198	422,494	450,855	
	69	253,536	316,694	370,399	423,097	451,056	
	70	254,140		370,701	423,600	451,358	
	71	254,542		371,103	424,204	451,659	
	72	255,246		371,405	424,807	451,861	
	73	255,548		371,907	425,310	452,062	
	74	256,252		372,109	425,913		
	75	256,654		372,611	426,416		
	76	257,258		373,114	427,020		
	77	257,861		373,516	427,523		
	78	258,364		374,019	428,126		
	79	258,867		374,522	428,830		
	80	259,470		375,025	429,433		
	81	259,872		375,528	429,735		
	82	260,275		375,930	430,339		
	83	260,476		376,433	431,043		
	84	260,979		376,936	431,646		
	85	261,280		377,338	432,048		
	86			377,841	432,551		
	87			378,243	433,255		
	88			378,746	433,959		
	89			379,249	434,160		
	90			379,752			
	91			380,255			
	92			380,758			
	93			381,059			
	94			381,462			
	95			381,964			
	96			382,367			
	97			382,869			
	98			383,171			
	99			383,674			
	100			384,076			
	101			384,680			
	再任用職員		220,751	250,922	280,489	321,421	350,385

備考 この表は、試験船、実習船等により乗組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,507	192,490	279,584	331,378	389,909
	2	143,613	195,105	281,998	333,590	392,826
	3	144,820	197,519	284,411	335,803	395,541
	4	145,927	199,933	286,825	337,814	398,357
	5	147,033	202,447	289,138	339,725	400,570
	6	148,340	204,760	291,351	341,837	403,285
	7	149,648	207,073	293,362	343,949	406,001
	8	150,955	209,286	295,374	345,960	408,716
	9	152,061	211,398	297,586	347,871	411,331
	10	153,771	213,711	300,201	349,883	413,946
	11	155,380	216,225	302,816	351,995	416,661
	12	156,989	218,538	305,632	354,006	419,477
	13	158,498	220,751	307,844	356,017	422,092
	14	160,409	223,164	310,459	357,928	424,807
	15	162,319	225,578	312,973	359,738	427,623
	16	164,331	227,992	315,789	361,649	430,339
	17	166,141	230,305	318,404	363,560	432,853
	18	168,354	233,121	320,617	365,471	435,468
	19	170,566	236,037	322,829	367,382	437,982
	20	172,678	238,954	324,941	369,393	440,597
	21	174,891	241,468	327,254	371,002	443,111
	22	177,304	244,183	329,266	373,014	445,726
	23	179,618	246,698	331,277	374,824	448,341
	24	181,931	249,413	333,288	376,735	450,855
	25	184,043	252,128	335,400	378,243	453,067
	26	186,255	254,542	337,311	379,953	455,380
	27	188,367	256,855	339,122	381,864	457,895
	28	190,479	259,068	341,032	383,775	460,409
	29	192,591	261,783	342,943	385,585	462,923
	30	194,401	263,996	344,653	387,496	465,437
	31	196,212	265,907	346,161	389,407	467,952
	32	197,921	268,019	347,871	391,317	470,466
	33	199,732	269,929	349,279	392,926	472,779
	34	201,642	271,941	350,687	394,737	475,193
	35	203,553	274,053	352,196	396,346	477,606
	36	205,464	275,964	353,704	398,156	480,121
	37	207,174	277,874	355,012	399,363	482,534
	38	209,085	279,383	356,420	400,872	485,049
	39	210,995	280,590	357,727	402,280	487,462
	40	212,906	282,098	359,135	403,687	489,977

	41	214,817	283,506	359,940	405,095	492,290
	42	216,728	284,512	361,046	406,403	494,502
	43	218,639	285,518	362,253	407,911	496,715
	44	220,550	286,523	363,359	409,521	498,927
	45	222,259	287,227	364,566	410,929	500,637
	46	224,170	288,434	365,773	412,135	502,146
	47	225,980	289,641	367,080	413,744	503,755
	48	227,791	290,848	368,186	415,354	505,263
	49	229,500	292,256	369,293	416,661	506,973
	50	231,311	293,563	370,600	418,069	508,381
	51	233,020	294,670	371,907	419,578	509,789
	52	234,730	295,776	373,215	420,986	511,297
	53	236,238	296,983	373,919	422,394	512,404
	54	238,049	298,190	374,924	423,801	513,610
	55	239,758	299,497	375,830	425,209	514,817
	56	241,368	300,603	376,835	426,617	516,024
	57	242,775	301,710	377,640	427,724	516,929
	58	243,982	302,816	378,444	429,031	517,935
	59	244,988	304,023	379,148	430,439	518,941
再任用職員以外の職員	60	246,094	305,229	379,852	431,747	519,946
	61	247,201	306,135	380,456	432,551	521,053
	62	248,307	307,241	381,160	433,456	521,958
	63	249,212	308,347	382,065	434,462	522,662
	64	250,318	309,453	382,970	435,367	523,366
	65	251,525	310,459	383,573	436,272	524,170
	66	252,631	311,565	384,378	437,077	524,975
	67	253,738	312,571	385,183	437,680	525,779
	68	254,643	313,577	385,987	438,485	526,584
	69	255,548	314,683	386,591	438,887	527,288
	70	256,956	315,689	387,295	439,490	528,093
	71	258,464	316,795	387,999	439,993	528,897
	72	259,872	317,901	388,703	440,496	529,702
	73	261,280	318,605	389,407	440,999	530,406
	74	262,688	319,611	390,010		
	75	264,096	320,717	390,613		
	76	265,203	321,824	391,317		
	77	266,309	322,930	392,021		
	78	267,516	323,935	392,625		
	79	268,823	324,841	393,228		
	80	269,929	325,746	393,832		
	81	271,337	326,852	394,435		
	82	272,645	327,657	395,038		
	83	273,952	328,361	395,642		
	84	275,159	329,165	396,245		
	85	276,265	329,668	396,748		
	86	277,372	330,171	397,251		
	87	278,679	330,674	397,754		
	88	279,886	331,177	398,458		

89	280,892	331,478	398,860		
90	282,098	331,981			
91	283,205	332,484			
92	284,411	332,987			
93	285,417	333,288			
94	286,423	333,691			
95	287,429	334,194			
96	288,434	334,696			
97	288,937	335,199			
98	289,842	335,702			
99	290,546	336,205			
100	291,451	336,708			
101	292,356	337,211			
102	293,060	337,714			
103	293,764	338,216			
104	294,468	338,719			
105	295,172	339,222			
106	295,675	339,624			
107	296,178	340,127			
108	296,681	340,530			
109	296,882	341,032			
110	297,284	341,435			
111	297,586	341,938			
112	297,888	342,340			
113	298,190	342,843			
114	298,491	343,245			
115	298,793	343,748			
116	299,095	344,150			
117	299,396	344,653			
118	299,799	345,055			
119	300,100	345,457			
120	300,503	345,860			
121	300,804	346,262			
再任用職員	217,935	259,370	284,311	326,953	385,786

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900

	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
再任用職員以外の職員	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	

	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,335	185,451	221,052	247,301	279,685	327,355	372,410
	2	148,743	187,060	222,661	248,709	281,696	329,366	375,126
	3	150,151	188,669	224,271	249,916	283,909	331,579	377,740
	4	151,558	190,278	225,880	251,324	286,021	333,791	380,456
	5	152,765	191,786	227,288	252,531	288,233	335,803	382,869
	6	154,576	193,396	228,897	253,738	290,345	338,015	385,585
	7	156,285	195,005	230,405	254,944	292,457	340,127	388,200
	8	157,995	196,513	232,014	256,051	294,569	342,340	390,915
	9	159,705	198,122	233,322	257,358	296,580	344,251	393,027
	10	161,414	199,832	234,830	258,364	298,793	346,363	395,340
	11	163,124	201,441	236,238	259,370	300,905	348,575	397,553
	12	164,934	203,151	237,445	260,375	303,117	350,687	399,765
	13	166,443	204,760	239,155	261,683	305,330	352,296	401,877
	14	168,354	206,369	240,563	263,191	307,241	354,308	403,889
	15	170,365	207,978	241,770	264,800	309,353	356,218	405,900
	16	172,276	209,587	243,178	266,309	311,364	358,230	408,012
	17	174,187	211,096	244,284	267,817	313,476	360,141	409,822
	18	176,098	212,705	245,491	269,628	315,488	362,152	411,834
	19	177,908	214,415	246,698	271,438	317,600	364,163	413,744
	20	179,819	216,124	247,905	273,248	319,712	366,175	415,856
	21	181,729	217,432	249,313	275,058	321,622	367,985	417,667
	22	183,238	218,940	250,318	276,869	323,634	369,997	419,276
	23	184,747	220,348	251,324	278,679	325,545	372,109	420,885
	24	186,255	221,857	252,430	280,389	327,556	374,220	422,394
	25	187,864	223,265	253,637	282,199	329,467	375,628	423,902
	26	189,373	224,673	255,045	284,110	331,378	377,439	425,209
	27	190,881	225,980	256,453	286,021	333,389	379,249	426,517
	28	192,289	227,288	257,962	287,831	335,400	380,959	427,824
	29	193,798	228,696	259,370	289,842	336,909	382,769	429,132
	30	195,105	230,104	261,079	291,653	338,719	384,277	430,339
	31	196,413	231,612	262,789	293,463	340,429	385,887	431,545
	32	197,720	233,020	264,398	295,374	342,239	387,596	432,652
	33	199,128	234,328	265,907	297,083	343,949	388,904	433,858
	34	200,536	235,635	267,717	298,793	345,759	390,211	435,065
	35	201,944	236,641	269,427	300,603	347,670	391,519	436,272
	36	203,352	237,948	271,136	302,413	349,480	392,725	437,479

	37	204,458	239,356	272,645	303,922	351,291	393,832	438,786
	38	205,766	240,664	274,354	305,632	353,000	395,038	439,591
	39	207,073	241,770	276,064	307,241	354,609	396,145	439,993
	40	208,381	243,077	277,673	308,850	356,319	397,251	440,697
	41	209,587	244,385	279,383	310,660	357,526	398,056	441,200
	42	210,794	245,591	280,992	312,370	358,632	398,860	441,602
	43	212,001	246,798	282,702	313,979	359,839	399,665	442,005
	44	213,208	247,905	284,411	315,689	361,046	400,469	442,407
	45	214,415	249,011	285,920	316,795	362,253	400,872	442,809
	46	215,521	250,419	287,630	318,203	363,057	401,475	443,211
	47	216,527	251,927	289,339	319,712	364,264	401,978	443,614
	48	217,633	253,335	290,949	321,321	365,370	402,380	443,915
	49	218,639	254,944	292,356	322,729	366,376	402,782	444,217
	50	219,644	256,352	293,966	324,036	367,382	403,084	444,619
	51	220,550	257,760	295,374	325,243	368,387	403,386	444,921
	52	221,555	259,068	296,983	326,550	369,393	403,687	445,223
	53	222,159	260,174	298,391	327,657	370,198	403,989	445,525
	54	223,064	261,582	299,899	328,662	371,002	404,291	
	55	223,768	262,990	301,307	329,769	371,907	404,593	
	56	224,773	264,297	302,816	330,774	372,812	404,894	
	57	225,477	265,303	304,023	331,277	373,315	405,196	
	58	226,383	266,611	305,229	332,182	374,120	405,498	
	59	227,087	267,918	306,436	332,987	374,924	405,799	
	60	227,891	269,225	307,844	333,892	375,729	406,202	
	61	228,796	270,131	309,152	334,696	376,131	406,403	
	62	229,601	271,337	310,359	334,998	376,835	406,705	
	63	230,506	272,645	311,666	335,602	377,539	407,006	
	64	231,612	273,952	312,873	336,306	378,243	407,308	
	65	232,216	274,958	314,281	336,909	378,646	407,509	
	66	233,020	276,064	315,085	337,613	379,249		
	67	233,825	277,070	315,890	338,317	379,953		
	68	234,629	278,176	316,694	339,021	380,556		
	69	235,333	279,282	317,298	339,725	380,959		
	70	236,037	280,288	318,002	340,228	381,462		
	71	236,741	281,394	318,706	340,831	381,964		
	72	237,345	282,501	319,309	341,435	382,467		
	73	238,049	283,305	320,013	341,736	383,071		
	74	238,853	284,009	320,214	342,340	383,573		
	75	239,658	284,512	320,818	342,843	384,177		
	76	240,362	285,317	321,421	343,446	384,780		
	77	240,965	286,121	322,025	343,949	385,283		
	78	241,569	286,725	322,527	344,452	385,786		
	79	242,172	287,328	323,030	344,955	386,289		
	80	242,775	287,931	323,533	345,357	386,792		

再任
用職
員以
外の
職員

81	243,077	288,635	324,137	345,659	387,093		
82	243,479	289,138	324,639	345,960	387,596		
83	243,882	289,541	325,042	346,363	387,999		
84	244,284	289,943	325,545	346,664	388,401		
85	244,686	290,144	326,047	347,167	388,803		
86		290,345	326,450	347,469			
87		290,546	326,651	347,771			
88		290,747	327,053	348,072			
89		291,150	327,455	348,475			
90		291,351	327,858	348,776			
91		291,552	328,260	349,179			
92		291,753	328,662	349,480			
93		292,155	328,964	349,883			
94		292,356	329,165	350,184			
95		292,558	329,567	350,486			
96		292,859	329,869	350,788			
97		293,262	330,070	351,089			
98		293,563	330,372	351,492			
99		293,764	330,674	351,894			
100		294,066	330,975	352,296			
101		294,368	331,177	352,799			
102		294,569	331,478	353,201			
103		294,770	331,881	353,604			
104		295,072	332,082	354,006			
105		295,374	332,182	354,509			
106			332,484				
107			332,886				
108			333,087				
109			333,288				
110			333,691				
111			334,093				
112			334,495				
113			334,696				
再任用職員	188,971	215,722	244,083	257,559	282,903	323,835	366,275

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校及び小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,012	188,669	237,345	260,375	285,719	330,674	375,427
	2	162,420	190,781	239,155	261,381	287,529	332,786	378,042
	3	163,929	192,893	240,965	262,286	289,339	334,898	380,758
	4	165,337	194,904	242,775	263,392	291,250	337,110	383,372
	5	166,845	197,016	244,183	264,197	293,060	339,222	385,585
	6	168,354	199,329	245,491	265,203	294,871	341,334	387,999
	7	169,862	201,642	246,698	266,007	296,782	343,547	390,312
	8	171,371	203,955	248,005	267,013	298,592	345,659	392,625
	9	172,678	206,369	249,111	268,119	300,503	347,268	394,636
	10	174,388	207,777	250,218	268,924	302,413	349,279	396,748
	11	175,997	209,185	251,123	270,030	304,224	351,190	398,961
	12	177,606	210,593	252,028	271,237	306,135	353,201	401,274
	13	179,115	212,001	253,335	272,544	307,844	355,213	403,185
	14	181,126	213,510	254,442	273,852	309,453	357,325	405,196
	15	183,137	215,018	255,246	275,058	311,264	359,437	407,409
	16	185,149	216,225	256,252	276,567	313,074	361,448	409,621
	17	187,361	217,633	257,056	277,874	314,884	363,459	411,633
	18	189,473	219,142	257,962	279,282	316,493	365,471	413,845
	19	191,585	220,650	258,967	280,489	318,203	367,583	416,058
	20	193,697	222,159	259,872	281,897	319,913	369,695	418,170
	21	195,809	223,567	260,778	283,506	321,421	371,405	420,080
	22	198,022	225,276	261,783	285,115	322,930	373,516	421,991
	23	200,234	226,986	262,688	286,624	324,539	375,628	423,801
	24	202,447	228,696	263,694	288,032	326,047	377,640	425,712
	25	204,458	230,104	264,901	289,339	327,657	379,651	427,422
	26	205,766	231,813	266,208	291,150	329,065	381,260	429,031
	27	207,073	233,523	267,415	292,960	330,573	383,171	430,741
	28	208,381	235,233	268,723	294,670	332,182	385,082	432,350
	29	209,587	236,842	269,929	296,279	333,490	386,892	433,657
	30	210,794	238,250	271,438	297,888	334,998	388,602	434,965
	31	212,102	239,557	273,047	299,497	336,406	390,513	436,574
	32	213,308	240,664	274,455	301,207	337,915	392,323	438,082
	33	214,616	241,971	276,064	302,615	339,524	394,033	439,792
	34	215,923	243,077	277,573	304,123	341,032	395,742	441,401
	35	217,231	243,982	278,880	305,732	342,641	397,553	442,809
	36	218,538	245,089	280,188	307,341	344,150	399,262	444,217
	37	219,946	246,195	281,797	308,850	345,860	400,872	445,323
	38	221,354	247,301	283,205	310,258	347,469	402,581	446,631
	39	222,661	248,206	284,713	311,767	348,977	404,391	447,938
	40	224,069	249,313	286,121	313,376	350,587	406,202	449,346

	41	225,075	250,017	287,730	314,985	351,793	407,710	450,352
	42	226,483	250,922	289,239	316,393	353,302	409,219	451,056
	43	227,891	251,827	290,747	317,801	354,810	410,727	451,861
	44	229,299	252,732	292,356	319,309	356,218	412,035	452,464
	45	230,506	253,536	293,664	320,315	357,828	413,141	453,369
	46	231,914	254,542	295,072	321,723	358,833	414,247	454,073
	47	233,221	255,447	296,580	323,131	360,342	415,354	454,878
	48	234,529	256,453	298,089	324,639	361,649	416,560	455,682
	49	235,635	257,459	299,396	325,746	363,057	417,868	456,386
	50	236,741	258,666	300,704	327,154	364,465	418,974	457,090
	51	237,747	259,872	302,011	328,461	365,773	420,181	457,794
	52	238,853	261,079	303,419	329,769	367,181	421,287	458,599
	53	239,960	262,185	304,928	331,177	368,689	422,494	459,403
	54	241,066	263,694	306,235	332,584	369,896	423,500	460,208
	55	242,071	265,102	307,643	333,992	371,002	424,606	460,912
	56	243,077	266,510	309,051	335,300	372,209	425,712	461,616
	57	243,982	268,119	310,057	336,205	373,315	426,819	462,420
	58	244,988	269,728	311,264	337,512	374,220	427,321	
	59	245,692	271,237	312,470	338,719	375,226	427,925	
	60	246,698	272,745	313,878	340,027	376,232	428,327	
	61	247,603	274,153	314,985	341,133	376,835	428,931	
	62	248,609	275,662	316,292	342,038	377,640	429,433	
	63	249,413	277,170	317,600	343,245	378,444	429,836	
	64	250,419	278,478	318,806	344,552	379,249	430,339	
	65	251,324	280,087	320,114	345,659	379,953	430,942	
	66	252,330	281,596	321,421	346,865	380,657	431,344	
	67	253,436	283,104	322,729	348,072	381,462	431,646	
	68	254,341	284,613	324,036	349,179	382,166	431,948	
	69	255,146	285,719	324,740	350,184	382,769	432,350	
	70	256,252	287,227	325,846	351,190	383,372		
	71	257,358	288,736	326,953	352,296	384,076		
	72	258,565	290,144	327,858	353,402	384,680		
	73	259,973	291,351	329,165	354,207	385,384		
	74	261,280	292,759	329,869	355,313	385,887		
	75	262,588	294,066	330,975	356,420	386,490		
	76	263,795	295,374	332,182	357,526	386,993		
	77	264,800	296,882	333,288	358,230	387,395		
	78	265,907	298,190	334,495	359,034	387,999		
	79	267,214	299,396	335,602	359,839	388,501		
	80	268,421	300,704	336,808	360,543	388,803		
再任	81	269,527	301,408	337,915	361,146	389,105		
用職	82	270,533	302,615	339,021	361,649	389,608		
員以	83	271,639	303,721	340,027	362,253	390,010		
外の	84	272,745	304,928	341,133	362,755	390,312		
職員	85	273,550	306,034	342,038	363,359	390,613		
	86	274,455	307,241	343,044	363,862	391,116		
	87	275,561	308,448	343,949	364,465	391,619		
	88	276,668	309,554	344,955	364,968	392,021		

89	277, 673	310, 861	345, 960	365, 370	392, 323
90	278, 578	312, 068	346, 765	365, 773	392, 725
91	279, 484	313, 275	347, 569	366, 376	393, 228
92	280, 489	314, 482	348, 374	366, 879	393, 630
93	281, 495	315, 286	348, 977	367, 181	394, 033
94	282, 501	315, 990	349, 581	367, 683	
95	283, 406	316, 694	350, 285	368, 086	
96	284, 411	317, 298	350, 888	368, 387	
97	285, 216	318, 002	351, 291	368, 991	
98	286, 021	318, 304	351, 693	369, 494	
99	286, 624	318, 907	352, 196	369, 997	
100	287, 529	319, 611	352, 598	370, 499	
101	288, 334	320, 013	353, 101	371, 103	
102	289, 138	320, 617	353, 503	371, 606	
103	289, 943	321, 220	354, 006	372, 109	
104	290, 747	321, 824	354, 408	372, 511	
105	291, 451	322, 226	354, 710	373, 114	
106	291, 954	322, 729	355, 213	373, 617	
107	292, 457	323, 231	355, 615	374, 120	
108	292, 960	323, 734	355, 917	374, 623	
109	293, 161	324, 137	356, 420	375, 226	
110	293, 463	324, 539	356, 922	375, 628	
111	293, 664	324, 841	357, 425	376, 131	
112	294, 066	325, 142	357, 928	376, 634	
113	294, 368	325, 545	358, 431	377, 238	
114	294, 569	325, 947	358, 934		
115	294, 971	326, 349	359, 437		
116	295, 273	326, 651	359, 839		
117	295, 575	326, 852	360, 241		
118	295, 876	327, 154	360, 644		
119	296, 178	327, 556	361, 146		
120	296, 580	327, 757	361, 649		
121	296, 882	327, 958	362, 052		
122	297, 284	328, 260	362, 554		
123	297, 586	328, 562	363, 057		
124	297, 988	328, 863	363, 560		
125	298, 190	329, 065	363, 862		
126	298, 391	329, 366			
127	298, 692	329, 769			
128	299, 095	329, 970			
129	299, 296	330, 070			
130	299, 598	330, 372			
131	300, 000	330, 774			
132	300, 402	330, 975			
133	300, 603	331, 277			
134	300, 905	331, 679			
135	301, 307	332, 082			
136	301, 609	332, 484			

137	301,810	332,786						
138	302,112	333,188						
139	302,514	333,590						
140	302,816	333,992						
141	303,017	334,294						
142	303,419	334,696						
143	303,821	334,998						
144	304,123	335,400						
145	304,224	335,702						
146	304,525	336,104						
147	304,827	336,507						
148	305,229	336,909						
149	305,431	337,211						
150	305,632	337,613						
151	305,933	338,015						
152	306,235	338,418						
153	306,637	338,719						
154	306,839							
155	307,040							
156	307,341							
157	307,643							
158	307,945							
159	308,247							
160	308,548							
161	308,951							
162	309,252							
163	309,554							
164	309,856							
165	310,258							
166	310,560							
167	310,861							
168	311,163							
169	311,565							
再任用職員	235,635	256,051	263,292	273,550	289,943	327,254	371,907	

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	200,637	261,482	330,070	418,471
	2	157,593	202,346	263,996	332,283	420,282
	3	159,101	204,056	266,309	334,596	422,092
	4	160,610	205,766	268,622	336,708	423,801
	5	162,319	207,576	271,237	339,021	425,310
	6	164,230	209,286	273,650	341,234	426,819
	7	166,041	210,995	275,863	343,547	428,729
	8	167,851	212,604	278,076	345,860	430,640
	9	169,661	214,415	280,389	347,771	432,451
	10	171,773	216,326	282,702	349,883	434,261
	11	173,784	218,236	285,115	352,095	436,172
	12	175,796	220,147	287,328	354,207	437,982
	13	177,807	221,857	289,742	356,319	439,692
	14	180,020	223,868	291,854	358,330	441,602
	15	182,232	225,880	293,764	360,342	443,413
	16	184,445	227,891	295,776	362,353	445,323
	17	186,758	229,802	297,988	364,163	447,033
	18	189,373	232,517	300,503	366,074	448,843
	19	191,887	235,233	303,017	368,086	450,654
	20	194,401	237,948	305,732	370,097	452,464
	21	196,916	240,563	308,045	371,807	454,073
	22	198,625	243,379	310,660	373,718	455,783
	23	200,335	245,994	312,973	375,628	457,694
	24	202,045	248,709	315,689	377,539	459,403
	25	203,553	251,223	318,304	378,947	461,113
	26	205,263	253,738	320,617	380,758	462,722
	27	206,973	256,252	323,030	382,568	464,331
	28	208,582	258,565	325,243	384,479	465,840
	29	210,090	261,280	327,556	386,389	467,348
	30	211,800	263,694	329,567	388,300	468,656
	31	213,510	265,907	331,780	390,211	469,963
	32	215,219	268,119	333,992	392,223	471,271
	33	216,828	270,332	336,004	393,932	472,477
	34	218,639	272,544	338,116	395,642	473,181
	35	220,449	274,757	340,328	397,251	473,885
	36	222,259	276,768	342,440	399,061	474,589
	37	223,868	279,081	344,552	400,268	475,193
	38	225,679	281,093	346,664	401,777	
	39	227,489	283,003	348,877	403,185	
	40	229,299	285,015	350,989	404,593	
	41	231,009	286,825	353,101	406,302	
	42	232,718	289,239	355,213	407,710	
	43	234,328	291,552	357,224	409,018	
	44	235,937	294,066	359,336	410,526	
	45	237,546	296,178	361,247	412,135	
	46	238,954	298,692	363,258	413,443	
	47	240,261	301,006	365,270	414,951	
	48	241,468	303,721	367,281	416,560	
	49	242,977	306,135	368,991	418,270	
	50	244,485	308,548	370,801	419,678	
	51	245,692	311,063	372,712	421,287	
	52	247,201	313,376	374,723	422,796	

	53	248,407	315,689	376,634	424,505
	54	249,614	317,901	378,444	426,014
	55	251,022	320,013	380,255	427,623
	56	252,128	322,226	381,964	429,232
	57	253,436	324,438	383,473	430,741
	58	254,542	326,550	385,082	432,249
	59	255,648	328,763	386,792	433,456
	60	256,855	330,774	388,501	434,663
	61	258,163	332,886	389,708	435,870
	62	259,470	334,998	391,116	437,177
	63	260,878	337,211	392,524	438,485
	64	262,085	339,423	393,832	439,692
	65	263,392	341,334	395,240	440,898
	66	264,901	343,547	396,446	442,105
	67	266,409	345,659	397,854	443,312
	68	268,119	347,871	399,262	444,519
	69	269,628	349,782	400,570	445,726
	70	271,036	351,693	401,877	446,933
	71	272,444	353,805	403,285	448,139
	72	273,852	355,816	404,593	449,346
	73	274,958	357,526	405,900	450,453
	74	276,366	359,437	407,308	451,056
	75	277,774	361,247	408,716	451,559
	76	278,981	363,158	410,023	452,062
	77	280,389	365,069	411,230	452,565
	78	281,596	366,778	412,437	
	79	282,802	368,488	413,744	
	80	284,009	370,097	415,152	
	81	285,115	371,606	416,460	
	82	286,322	373,114	417,667	
	83	287,529	374,623	418,672	
	84	288,736	376,031	419,879	
	85	289,943	377,137	421,086	
	86	291,049	378,545	422,293	
	87	292,155	379,953	423,500	
	88	293,362	381,260	424,505	
	89	294,569	382,568	425,612	
	90	295,675	383,875	426,617	
	91	296,882	385,082	427,623	
	92	298,089	386,389	428,629	
	93	298,793	387,697	429,534	
	94	299,799	388,803	430,339	
	95	300,905	390,111	431,143	
	96	302,112	391,317	431,948	
	97	303,117	392,725	432,752	
	98	304,224	393,731	433,154	
	99	305,229	394,837	433,557	
	100	306,336	395,843	433,959	
	101	307,241	396,748	434,361	
	102	308,347	397,754	434,663	
	103	309,453	398,860	434,965	
	104	310,459	399,966	435,266	
	105	311,063	400,670	435,568	
	106	311,968	401,576	435,870	
	107	312,772	402,481	436,172	
	108	313,577	403,386	436,373	
	109	314,482	404,190	436,574	
	110	314,884	405,095	436,876	
	111	315,286	405,900	437,177	
	112	315,789	406,705	437,378	

再任
用教
育職
員以
外の
教育
職員

113	316,393	407,308	437,580		
114	316,795	408,012	437,881		
115	317,298	408,716	438,183		
116	317,801	409,420	438,384		
117	318,404	410,023	438,585		
118	318,907	410,526			
119	319,309	410,929			
120	319,812	411,331			
121	320,315	411,733			
122	320,717	412,035			
123	321,220	412,337			
124	321,723	412,538			
125	322,326	412,739			
126	322,628	413,040			
127	322,930	413,342			
128	323,231	413,543			
129	323,433	413,744			
130	323,734	414,046			
131	324,036	414,348			
132	324,338	414,549			
133	324,539	414,750			
134	324,740	415,052			
135	324,941	415,354			
136	325,243	415,555			
137	325,545	415,756			
138	325,746	416,058			
139	326,047	416,359			
140	326,349	416,560			
141	326,550	416,762			
142	326,751	417,063			
143	327,053	417,365			
144	327,254	417,566			
145	327,556	417,767			
146	327,757				
147	328,059				
148	328,361				
149	328,562				
150	328,763				
151	329,065				
152	329,366				
153	329,567				
再任用教育職員	234,529	275,058	303,922	332,182	416,762

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,743円をそれぞれ加算した額とする。

中学校及び小学校教育職給料表

教育 職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	172,075	261,482	290,647	408,213
	2	157,593	174,187	263,996	293,262	409,722
	3	159,101	176,299	266,309	296,178	411,230
	4	160,610	178,511	268,622	298,692	412,739
	5	162,319	180,523	271,237	301,207	414,147
	6	164,230	182,735	273,650	303,620	415,555
	7	166,041	184,948	275,863	305,933	417,063
	8	167,851	187,160	278,076	308,347	418,672
	9	169,661	189,473	280,389	310,761	420,080
	10	171,773	192,289	282,702	313,376	421,488
	11	173,784	195,005	285,115	316,091	422,896
	12	175,796	197,720	287,328	319,008	424,204
	13	177,807	200,637	289,742	321,522	425,511
	14	180,020	202,346	291,854	323,533	426,919
	15	182,232	204,056	293,764	325,545	428,327
	16	184,445	205,766	295,776	327,858	429,735
	17	186,758	207,576	297,988	330,070	430,942
	18	189,373	209,286	300,503	332,283	432,249
	19	191,887	210,995	303,017	334,596	433,456
	20	194,401	212,604	305,732	336,708	434,764
	21	196,916	214,415	308,045	339,021	435,870
	22	198,625	216,326	310,660	341,234	437,077
	23	200,335	218,236	312,973	343,547	438,384
	24	202,045	220,147	315,689	345,860	439,692
	25	203,553	221,857	318,304	347,771	440,999
	26	205,162	223,868	320,617	349,581	442,206
	27	206,771	225,880	323,030	351,492	443,211
	28	208,280	227,891	325,243	353,402	444,318
	29	209,990	229,802	327,556	355,213	445,525
	30	211,699	232,517	329,567	357,023	446,329
	31	213,409	235,233	331,780	358,733	447,134
	32	215,119	237,948	333,992	360,644	448,039
	33	216,627	240,563	336,004	362,253	448,944
	34	218,337	243,379	338,116	363,962	449,447
	35	220,047	245,994	340,228	365,672	449,950
	36	221,756	248,709	342,239	367,482	450,453
	37	223,265	251,223	344,251	369,393	450,955
	38	224,975	253,738	346,161	370,902	
	39	226,684	256,252	348,173	372,410	
	40	228,394	258,565	350,084	374,019	
	41	230,003	261,280	351,894	375,226	
	42	231,713	263,694	353,704	376,634	
	43	233,322	265,907	355,514	378,042	
	44	234,931	268,119	357,224	379,551	
	45	236,641	270,332	359,034	381,059	
	46	238,149	272,544	360,744	382,668	
	47	239,557	274,757	362,253	384,277	
	48	240,965	276,768	363,862	385,786	
	49	242,373	279,081	365,169	387,194	
	50	243,781	281,093	366,678	388,703	
	51	245,290	283,003	368,287	390,211	
	52	246,497	285,015	369,896	391,619	

	53	247,603	286,825	371,405	392,826
	54	249,011	289,239	372,913	394,133
	55	250,218	291,552	374,422	395,240
	56	251,425	294,066	375,930	396,346
	57	252,631	296,178	377,439	397,754
	58	253,838	298,692	378,847	398,961
	59	254,944	301,006	380,255	400,168
	60	256,151	303,721	381,562	401,475
	61	257,559	306,135	382,467	402,682
	62	258,766	308,548	383,674	403,687
	63	259,973	311,063	384,881	405,095
	64	260,878	313,376	385,987	406,403
	65	261,884	315,689	386,892	407,610
	66	263,292	317,901	388,099	408,716
	67	264,700	320,013	389,105	409,923
	68	266,208	322,226	390,211	411,029
	69	267,817	324,438	391,418	412,035
	70	269,326	326,550	392,424	413,242
	71	270,835	328,763	393,530	414,448
	72	272,242	330,774	394,737	415,655
再任 教員 以外 の教 育職 員	73	273,349	332,886	395,742	416,259
	74	274,556	334,998	396,849	417,063
	75	275,863	337,211	397,955	417,767
	76	277,070	339,423	399,061	418,270
	77	278,478	341,234	399,966	418,572
	78	279,584	343,144	400,872	418,974
	79	280,791	345,055	401,877	419,376
	80	281,998	346,865	402,883	419,779
	81	283,205	348,676	403,687	420,080
	82	284,110	350,486	404,492	420,483
	83	285,317	352,095	405,196	420,885
	84	286,523	353,905	406,001	421,187
	85	287,529	355,213	406,705	421,488
	86	288,434	356,822	407,509	421,891
	87	289,339	358,330	408,213	422,293
	88	290,345	359,839	408,917	422,595
	89	291,451	361,247	409,521	422,896
	90	292,356	362,554	410,225	423,198
	91	293,262	363,962	410,727	423,500
	92	294,167	365,370	411,431	423,701
	93	294,569	366,879	411,834	423,902
	94	295,273	368,186	412,236	
	95	295,977	369,494	412,538	
	96	296,782	370,701	412,839	
	97	297,586	371,706	413,141	
	98	298,391	372,712	413,443	
	99	299,195	373,718	413,744	
	100	299,899	374,723	413,946	
	101	300,804	375,628	414,147	
	102	301,307	376,634	414,448	
	103	301,810	377,640	414,750	
	104	302,313	378,646	414,951	
	105	302,514	379,450	415,152	
	106	302,916	380,355	415,454	
	107	303,218	381,260	415,756	
	108	303,419	382,266	415,957	
	109	303,620	383,071	416,158	
	110	303,821	384,076	416,460	
	111	304,123	385,082	416,762	
	112	304,425	386,088	416,963	

113	304,626	386,691	417,164		
114	304,827	387,596	417,466		
115	305,028	388,501	417,767		
116	305,330	389,407	417,968		
117	305,632	390,211	418,170		
118	305,933	390,915			
119	306,235	391,720			
120	306,537	392,524			
121	306,637	393,128			
122	306,839	393,932			
123	307,140	394,636			
124	307,442	395,340			
125	307,643	395,944			
126		396,648			
127		397,150			
128		397,754			
129		398,458			
130		399,061			
131		399,564			
132		400,067			
133		400,369			
134		400,670			
135		400,972			
136		401,274			
137		401,576			
138		401,877			
139		402,179			
140		402,481			
141		402,782			
142		403,084			
143		403,386			
144		403,687			
145		403,889			
146		404,190			
147		404,492			
148		404,693			
149		404,894			
150		405,196			
151		405,498			
152		405,699			
153		405,900			
154		406,202			
155		406,503			
156		406,705			
157		406,906			
再任用 教職員	225,679	271,840	298,994	325,444	406,705

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額はこの表の額に7,542円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	396,245
2	456,587
3	517,935
4	598,391
5	695,944
6	794,503

第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	329,869
2	366,074
3	394,234

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	374,120
2	422,394
3	473,684
4	535,032
5	610,459
6	713,041
7	833,725

給与等に関する参考資料

参考資料 目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考－1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考－2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考－3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考－4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考－10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経年数	参考－14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考－16
第7表	給料表別平均給与月額	参考－17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考－18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考－19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考－20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考－21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考－22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考－23
第14表	給料表別単身赴任手当支給状況	参考－24
第15表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考－25
第16表	特定任期付職員の号給別人員	参考－25
第17表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考－25
第18表	給料表別休職者等の状況	参考－26
第19表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考－27
2	民間給与実態調査の概要	参考－28
第20表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考－29
第21表	民間との給与比較における対応関係	参考－29
第22表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考－30
第23表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考－38
第24表	民間における初任給の改定状況	参考－38
第25表	民間における昇給制度の状況	参考－38
第26表	民間における家族手当の支給状況	参考－39
第27表	民間における住宅手当の支給状況	参考－40
第28表	民間における特別給の支給状況	参考－40
第29表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考－40
第30表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	参考－41
3	生計費及び労働経済関係	参考－42
第31表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考－43
第32表	労働経済指標	参考－44
4	人事管理関係	参考－46
第33表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考－46
第34表	時間外勤務の状況	参考－46
第35表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考－47
第36表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考－48

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成28年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成28年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

- ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成28年4月1日に在職するもの
- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）
 - (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
 - (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）
 - (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）
 - (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）
- イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。
- (ア) 休職期間中の職員
 - (イ) 育児休業期間中の職員
 - (ウ) 平成28年4月1日付けで退職した職員
 - (エ) 再任用職員

(3) 調査の内容

- ア 職員の年齢、学歴等に関する事項
年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等
- イ 職員の給与に関する事項
給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

- ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。
- イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全給料表	28年	12,418	100.0	63.7	36.3	79.8	4.9	15.2	0.0	44.2	22.0
	27年	12,458	100.0	64.1	35.9	79.9	5.2	14.9	0.0	44.3	22.1
行政職 (中小学校事務職)	28年	3,774	30.4	73.7	26.3	59.5	8.8	31.6	0.1	44.0	22.5
	27年	3,796	30.5	74.3	25.7	59.1	9.2	31.6	0.1	44.2	22.7
	28年	274	2.2	33.2	66.8	0.4	9.9	89.8	0.0	37.8	18.9
	27年	274	2.2	31.8	68.2	1.8	11.3	86.9	0.0	38.6	19.7
公安職	28年	1,498	12.1	93.9	6.1	56.6	1.6	41.8	0.0	38.5	17.4
	27年	1,489	12.0	93.9	6.1	59.5	1.6	38.9	0.0	38.5	17.2
海事職	28年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	56.5	43.5	0.0	40.3	20.2
	27年	43	0.3	100.0	0.0	0.0	58.1	41.9	0.0	40.7	20.6
研究職	28年	244	2.0	84.4	15.6	97.5	2.0	0.4	0.0	42.3	19.2
	27年	246	2.0	82.1	17.9	98.4	1.2	0.4	0.0	42.0	18.9
医療職(1)	28年	40	0.3	82.5	17.5	100.0	0.0	0.0	0.0	46.2	20.3
	27年	46	0.4	73.9	26.1	100.0	0.0	0.0	0.0	44.1	18.2
医療職(2) (中小学校栄養職)	28年	94	0.8	55.3	44.7	85.1	14.9	0.0	0.0	42.9	18.9
	27年	98	0.8	56.1	43.9	83.7	15.3	1.0	0.0	43.8	19.8
	28年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	27年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療職(3)	28年	74	0.6	5.4	94.6	66.2	33.8	0.0	0.0	40.8	18.6
	27年	72	0.6	4.2	95.8	63.9	36.1	0.0	0.0	40.2	18.0
高等学校等 教育職	28年	2,069	16.7	58.6	41.4	94.0	3.5	2.6	0.0	44.7	22.0
	27年	2,062	16.6	59.0	41.0	93.9	3.4	2.7	0.0	44.5	21.8
中学校及び 小学校教育職	28年	4,579	36.9	47.5	52.5	97.6	2.4	0.0	0.0	46.2	23.4
	27年	4,606	37.0	47.9	52.1	97.2	2.8	0.0	0.0	46.5	23.7

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部局 給料表		知事	議会	人事委員会	監査委員	教育委員会	労働委員会	漁業調整委員会	警察	高等学校	中学校	小学校	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全給料表	28年	3,228	22	10	12	338	6	6	1,793	2,268	1,764	2,971	12,418
	27年	3,258	22	10	12	338	6	5	1,792	2,256	1,767	2,992	12,458
行政職 (中小学校事務職)	28年	2,796	22	10	12	152	6	6	277	219	96	178	3,774
	27年	2,815	22	10	12	152	6	5	286	214	87	187	3,796
	28年										96	178	274
	27年										87	187	274
公安職	28年								1,498				1,498
	27年								1,489				1,489
海事職	28年	21				21			4				46
	27年	21				19			3				43
研究職	28年	207				25			12				244
	27年	210				24			12				246
医療職(1)	28年	40											40
	27年	46											46
医療職(2) (中小学校栄養職)	28年	94											94
	27年	98											98
	28年												0
	27年												0
医療職(3)	28年	70				2			2				74
	27年	68				2			2				72
高等学校等 教育職	28年					20				2,049			2,069
	27年					20				2,042			2,062
中学校及び 小学校教育職	28年					118					1,668	2,793	4,579
	27年					121					1,680	2,805	4,606

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									1
2									
3									
4									
5	12					2	1		
6									
7		46	1						1
8									
9	4	4	16						1
10									
11	7	11	5			1			1
12			1						4
13	9	40	2						9
14	1	3	3	1					2
15	11	13	21						2
16	1	5							
17	3	45	12						1
18		6	1						
19	10	15	18	1					
20		4	5	2				14	
21	8	44	5						1
22		3	3						
23	21	9	15					1	
24		3	7					2	
25	52	17	6					4	
26		4	8					2	
27	12	3	12	1				3	
28		5	1					7	
29	7	7	8	1		1		1	
30	3	4	4	1				3	
31	57	3	21	4	1		1	2	
32		7	4	3			19		
33	22	7	10	6					
34	1	3	7	5				1	
35	49	3	24	24			1		
36	6	1	2	6			5		
37	13	1	9	23	1				
38	3	4	5	9	1				
39	6		27	54	1				
40	1	1	6	10	1				
41	9	1	42	16	1				
42	3		1	10	4				
43	6	1	16	64	7				
44	2		2	13	3				
45	14		31	15	6	1			
46	2		5	14					
47	7		12	93	10	1			
48	1		8	10	2	1			
49	3		48	20	3				
50	3		2	9	3	9			
51	3		30	88	19	60			
52	1		7	14	2	28			
53	5		3	15	5	1			
54	5		1	12	4	12			
55	2		10	36	15	45			
56		1		14	6				
57	5		2	19	6	1			
58			1	28	6	5			
59	2		1	42	7	16			
60	2		4	13	3	7			
61	4		1	17	25	12			
62	1			10	9	8			
63	1		7	27	21	19			
64	1		2	10	6	2			
65	2			4	31	4			
66			3	6	6	5			
67			3	10	23	8			
68	1		1	4	18	10			
69	1		3	23	16	26			
70			4	8	10	13			
71			6	6	32	20			
72			7	7	14	30			
73			2	17	23	28			
74			2	5	34	5			
75			4	3	17	12			
76			4	4	24	20			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				7	19	26			
78			1	6	12	3			
79			3	10	9	3			
80			4	3	21	3			
81			1	7	14				
82				12	4	1			
83			2	4	5				
84				7	29				
85			1	5	149	1			
86			7	1	8				
87			7	2	8				
88			3	2	32				
89			2	1	87				
90			4	1					
91			2	2	1				
92			8	7					
93	1			7	51	1			
94				1					
95				1					
96				11					
97									
98				4					
99				9					
100				6					
101				3					
102				4					
103				1					
104									
105									
106				2					
107									
108				1					
109				6					
110				2					
111				1					
112				6					
113				38					
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	406	324	694	985	825	450	27	40	23

総数 3,774

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	15								
6									
7									
8									
9	1								
10									
11	15								
12									
13	2			1					
14									
15	18		1		1				
16									
17	1		1						
18									
19	15	1	7		1				
20									
21	29		1	1					
22			1						
23	11	25	6	1	1				
24					1				
25	2	6	2	1					
26	1								
27	25	35	10	2					
28	1			2					
29	5	6	5	3					
30	2	4	1		1				
31	3	25	10	5	1				
32	3	6	1	3					
33	1	9	12	7	1				
34	1	5		2	1				
35	7	19	10	3	1				1
36			4	1					
37	2	9	11	5		1			1
38	3	2	3	1	1				
39	1	8	8	5	1				
40		8	4	4	1				
41	1	9	8	8	1				2
42	1	2	5						
43	1	10	14	9	1				1
44		2	6	2					
45		8	15	6				9	1
46		6	10	3	2			2	
47		16	18	7	1	1			
48		5	4	1	3				
49	4	8	8	8				3	
50		6	11	4	1				
51		2	13	4	3	1		2	
52		2	3	1	3				
53		3	12	5	2	2	2	1	
54			5	1	1		3		
55		2	11	3	4	1	4		
56			9	3	1	1			
57		3	7	7	2		1		
58			2	3	2	1			
59	1		6	6	2			2	
60			3	2	1				
61			8	4	3		1	8	
62			6	1	1				
63		1	4	5	6	1	4		
64			1		2				
65			3	4	4				
66			4	5	2	3			
67		1	4	8	9	2	1		
68			3	2	8	2			
69			3	5	12		1		
70			2	3		1			
71			3	3		2	1		
72			1	5	4	1			
73			3	4	4	2			
74			1	3	5	3	2		
75			1	5	4	1	2		
76				3	2	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				3	3	6	3		
78			1	3	8				
79			1	2	7	1	1		
80				1	3	1			
81			4	2	5			4	
82			1	4	4	2			
83			1	2	8	29	6		
84				2	6	4			
85			2	3	5	17	4		
86				2	7	9			
87				3	3	2			
88				1	5	2			
89				3	6	19			
90				3	6	1			
91			1	2	4	5			
92				2	8				
93			1	2	35	1			
94				1					
95				1					
96				1					
97				2					
98				1					
99									
100				2					
101			1	2					
102				1					
103				4					
104				5					
105				1					
106			1	1					
107				1					
108				2					
109				1					
110				1					
111				2					
112				4					
113				3					
114			1	2					
115				2					
116				2					
117				3					
118									
119				2					
120			1	5					
121									
122				1					
123				1					
124				6					
125			1	20					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	172	254	333	309	231	126	40	27	6
	総数 1,498								

海事職給料表

級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16					
17	1				
18			1		
19	3				
20					
21	1				
22					
23	1				
24					
25					
26					
27				1	
28			1		
29					
30		1			
31		1			
32			1		
33					
34			1		
35		1		1	
36					
37					
38					
39		1			
40					1
41	1	1			
42			3		
43	2		1	1	
44					
45					
46					
47					
48			1		
49	1				
50					
51			1		
52				1	
53					
54					
55	1				
56					
57	1				
58					
59	1				
60			1		
61					1
62					
63			1		
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72			1		
73					
74				1	
75					
76					

級	1	2	3	4	5
77	1				
78				2	
79					
80					
81				1	
82					
83				1	
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100				1	
101					
計	14	5	16	9	2
総数					46

研究職給料表

級	1	2	3	4
1		2		
2				
3				
4				
5				
6				
7		2		
8				
9		3		
10				
11		4		
12				
13				
14		1		
15		7		
16				
17				
18				
19		1		
20		1		
21		2		
22				
23		1	1	
24				
25		5	1	
26				
27		3		
28			1	
29		2	1	
30				
31		3	1	
32		3	4	
33		5		
34			3	
35		1		
36		1	2	
37		1		
38			4	
39		4	4	
40			2	
41		1	1	
42		1	1	
43		3		1
44		1	3	
45		2	2	1
46			3	
47		1		7
48			5	
49	1	3	2	2
50		1	2	
51		2	1	
52			6	
53			1	3
54		5	2	
55		4		1
56		2	4	
57			1	1
58			1	
59		2		2
60			1	1
61		2	1	1
62		1		
63		4	1	1
64			1	
65		1	1	1
66			4	
67		1	4	
68		1	3	
69		2	5	
70		1	1	
71		2		
72		1	3	
73		2		
74		1	1	
75			1	
76			3	

級	1	2	3	4
77		1	1	
78				
79				
80				
81			1	
82			2	
83			3	
84				
85			1	
86			2	
87			1	
88				
89			21	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	1	100	121	22
総数				244

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				1
10				
11				
12				
13		2		
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23		3		
24				
25	2			
26				
27		1		
28			1	
29	1			
30				
31		2	1	1
32				
33				
34				
35		2		
36				
37				
38				1
39				
40				
41				
42				
43			1	1
44			1	
45				
46				
47				
48				1
49				
50				
51			2	
52				
53				
54				1
55			1	
56				
57				1
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				9
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	4	10	9	17
総数	40			

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11		1				
12						
13				1		
14						
15		2				
16						
17				1		
18		1				
19						
20						
21		2				
22			1			
23			3			
24						
25		1				
26						
27		2				
28		1				
29		3	1			
30			1		1	
31					1	
32			1	1		
33			1		1	
34			1	2	1	
35		3	1	2	1	
36						
37		2				
38					2	
39			1		2	
40						
41			1	1		
42				2		
43				2	1	
44					1	5
45				1		2
46					2	
47						
48				1	1	2
49					1	
50						
51			1		2	1
52					2	
53						
54						
55					2	
56						
57						
58						
59						1
60			1		1	
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71					2	
72						
73						
74						
75						
76						

級 号給	1	2	3	4	5	6
77					2	
78						
79					2	
80						
81						
82						
83						
84						
85					6	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	0	19	14	12	38	11
総数	94					

医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			4			
8						
9						
10			1			
11						
12						
13			1			
14			1			
15		3				
16						
17			1			
18						
19		3	1			
20						
21						
22						
23		3				
24						
25						
26						
27		2		2		
28		1		1		
29		1				
30			1	1		
31		1	1	1		
32			1			
33		1	1			
34						
35			1	1		
36				1		
37						
38				1		
39						
40						
41				1		
42						
43				1		
44				1		2
45						
46						
47				1		
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		
56				1		
57						
58						
59				1		
60				1		
61						
62				1		
63						
64				2		
65				1	1	
66						
67						
68						
69						
70				1		
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77				1		
78				2		
79						
80						
81				1		
82				1		
83				1	1	
84						

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86					1	
87						
88						
89						
90					1	
91					1	
92					2	
93					10	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	15	14	26	17	2
					総数	74

高等学校等教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1			7			
2						
3						
4						
5			7			
6						
7			8			
8						
9			3			
10			1			
11			7			
12						
13			8			
14						
15			9			
16			1			
17			9			
18						
19			14			
20						
21			9			
22			1			
23			3			1
24			2			
25			12			6
26						4
27	1	3				4
28	1	1				5
29	2	15				2
30		3				3
31		5				1
32		1				5
33		19				8
34		1				3
35		6				6
36		3				4
37	3	14				4
38		1				
39	1	6				
40		2				
41		6				
42		5				
43	1	16				
44		3				
45	2	11				
46		7				
47		12				
48		7				
49		13				
50		8			2	
51		7				
52	1	8				
53	2	10				
54		6				
55		16			1	
56		9			2	
57		21			1	
58		4			8	
59	1	20			3	
60		13			1	
61	2	12			1	
62	1	6			11	
63	2	15			1	
64		10			3	
65	3	21			4	
66	1	10			13	
67		24			6	
68	1	5			3	
69		18			3	
70		11			1	
71		16			2	
72		9				
73		25			1	
74	1	11				
75		25			1	
76	1	8			1	
153						
計		74	1,864	5	70	56
					総数	2,069

中学校及び小学校教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						
12						
13			68			
14						
15						
16						
17			17			
18						1
19			38			
20						
21			14			8
22						28
23			27			15
24			1			6
25			24			12
26			3			19
27			25			10
28						3
29			20			5
30			4			6
31			44			7
32						4
33			23			11
34			3			11
35			6			15
36						18
37			50			142
38						
39			15			
40			11			
41			41			
42			2			
43			7			
44			9			
45			43			
46			4			
47			19			
48			10			
49			40			
50			3			
51			13			
52			5			
53			15			1
54			3			1
55			23			1
56			6			
57			19			3
58			11			
59			28			1
60			9			
61			24			1
62			9			2
63			22			2
64			9			1
65			18			1
66			17			4
67			25			4
68			11			4
69			15			8
70			9			9
71			26			6
72			14			11
73			15			9
74			19			14
75			25			11
76			9			11
153						
154						
155						
156						
157						
計		0	3,833	57	368	321
					総数	4,579

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表		行政職給料表									公安職給料表											
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	
18	歳	11									11	13										13
19		12									12	18										18
20		18									18	20										20
21		16									16	17										17
22		69									69	37										37
23		61									61	31	1									32
24		62									62	8	28									36
25		37	35								72	9	37	2								48
26		29	47								76	7	42	8								57
27		9	59								68	4	24	12								40
28		12	63								75	1	28	19	1							49
29		10	46	8							64	4	23	27								54
30		12	14	16							42	1	27	17	4							49
31		12	17	28							57		26	26	5							57
32		7	10	40						1	58	2	12	41	13							68
33		5	11	25							41		3	43	19							65
34		5	6	28						1	40		2	31	20	2						55
35		3	7	42							52			28	22							50
36		2	6	54						1	63		1	21	12	3						37
37		1	1	61	1					1	65			13	18	4						35
38		2		62	3						67			15	16							31
39		1	1	76	8						86			12	17	5	1					35
40				20	74						94			4	18	7	2					31
41		1		16	98	1				1	118			3	13	6						22
42				12	128	2					142			3	17	12	3					35
43				4	130	6				1	141				8	6	2					16
44		1		13	117	14				1	146			1	13	6	5	1				26
45		1		11	85	28					126			2	7	5	7	1				22
46		1	1	10	77	51					140				7	5	5					17
47				3	42	72				1	118			1	9	5	3	2				20
48				15	40	69					127				5	7	2	1				15
49		2		8	32	76				8	126			2	4	11	4	2				23
50				8	26	56	15				105				4	13	3	3				23
51				14	21	54	17				106				9	14	5	5	1			34
52				4	16	61	36	1			119			1	9	21	6	2				39
53				10	24	63	44	3	1		145				8	15	1	3	4			31
54		1		13	24	60	56	3	1		158				6	16	8	4	2	1		37
55				11	15	46	63	6	4	1	146				6	19	12	6	6	1		50
56				22	10	51	48	3	9	4	147				5	15	9	2	2	2		35
57		1		26	5	38	57	4	9	6	146				4	9	19	4	7			43
58				13	7	37	45	4	7	5	118			1	4	8	14		3	2		32
59				15	2	40	51	2	9	4	123				6	17	15	4	2			44
60				2							2											
61																						
62		1		1							2											
63				1							1											
64																						
65				1							1											
66																						
67		1									1											
68																						
69以上				1							1											
人員計	人	406	324	694	985	825	450	27	40	23	3,774	172	254	333	309	231	126	40	27	6	1,498	
構成比	%	10.8	8.6	18.4	26.1	21.9	11.9	0.7	1.1	0.6	100.0	11.5	17.0	22.2	20.6	15.4	8.4	2.7	1.8	0.4	100.0	
平均年齢	歳	25.6	28.9	41.4	45.5	51.8	55.3	55.4	57.5	56.4	44.0	22.6	28.1	33.7	42.0	50.8	53.4	53.5	56.2	56.4	38.5	

給料表		海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)				
年齢	級	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
		18	歳															
19																		
20																		
21		3					3											
22		3					3		1				1					
23									3				3					
24									3				3					
25									8				8					
26									3				3	1				1
27		1					1		11				11					
28									4				4	2				2
29		1					1		10				10	1				1
30		3					3		7				7		2			2
31		1					1		3				3					
32									2				2	2				2
33				1			1		6				6	2				2
34		1	1				2		5				5	2				2
35			2				2		8				8		1		1	2
36									11				11					
37				1			1		3				3	1	1			2
38				2			2		3				3					
39			1				1		8				8					
40		1	1	3	1		6		1	6			7			1		1
41				1			1			7			7			2		2
42				1			1			10			10					
43				2			2			5			5			1		1
44				1	1		2			12			12					
45					1		1			11			11			1		1
46										6			6					
47										12			12				1	1
48				1			1			2			2					
49										7	1		8				1	1
50										5	1		6					
51										5			5					
52										6			6				2	2
53					1		1			5	1		6				1	1
54				1			1			3			3					
55						2	2			6	2		8			1	1	2
56				1	2		3			5	6		11					
57					1		1			2	2		4				1	1
58					1		1			3	7		10			1		1
59					1		1			3	2		5				2	2
60																		
61				1			1										3	3
62								1					1					
63															1		2	3
64																1		1
65																		
66																		
67																		
68																		
69以上																	1	1
人員計	人	14	5	16	9	2	46	1	100	121	22	0	244	4	10	9	17	40
構成比	%	30.4	10.9	34.8	19.6	4.3	100.0	0.4	41.0	49.6	9.0	0.0	100.0	10.0	25.0	22.5	42.5	100.0
平均年齢	歳	27.5	37.0	44.0	52.3	55.2	40.3	62.7	31.7	48.2	56.6		42.3	28.3	33.4	47.4	57.4	46.2

給料表 級 年齢	医療職給料表(2)								医療職給料表(3)							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18																
19																
20																
21																
22																
23											3					3
24		2						2		3						3
25		1						1		3						3
26		3						3		2						2
27		4						4		2	2					4
28		2						2		1	1					2
29		1	1					2			4					4
30		1	1					2								
31		1	1					2								
32		1	1					2			2					2
33		1	2					3			3					3
34			3					3			1	2				3
35			1					1			1	1				2
36			1	2				3			1	1				1
37			2	2				4			2	2				2
38				4				4			2	2				2
39											2	2				2
40				1	3			4								
41				1	2			3			3					3
42				1	3			4								
43			1		3			4			2					2
44					3			3			1					1
45					2			2			1					1
46					1			1			2					2
47		1			4			5			3					3
48											2		1			3
49											1					1
50				1	1			2								
51					4			4			1					1
52					2			2				1				1
53					2			2				1				1
54					3			3				2				2
55						3		3				6				6
56					1			1				2	1			3
57					2			2				2				2
58						4		4				2	1			3
59					2	4		6								
60																
61																
62		1						1		1						1
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	0	19	14	12	38	11	0	94	0	15	14	26	17	2	0	74
構成比 %	0.0	20.2	14.9	12.8	40.4	11.7	0.0	100.0	0.0	20.3	18.9	35.1	23.0	2.7	0.0	100.0
平均年齢 歳		31.1	34.6	39.9	48.6	57.9		42.9		27.9	31.2	42.5	55.3	57.6		40.8

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表						中学校及び小学校教育職給料表						全給料表	
		1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計		
18	歳														24
19															30
20															38
21									1					1	37
22			5				5		62					62	177
23			15				15		54					54	168
24			14				14		48					48	168
25		3	16				19		50					50	201
26		1	19				20		65					65	227
27		4	26				30		68					68	226
28		2	23				25		62					62	221
29		2	18				20		61					61	217
30			18				18		68					68	191
31		1	22				23		59					59	202
32		3	37				40		57					57	231
33		3	32				35		52					52	208
34		3	23				26		60					60	196
35		3	47				50		57					57	224
36		2	45				47		71					71	233
37		3	52				55		72					72	239
38		4	57				61		71					71	241
39		7	64				71		89					89	292
40		4	73				77		94					94	314
41		6	67				73		128					128	357
42		7	95				102		112	2				114	408
43		3	100				103		105	2	4			111	385
44		7	76				83		123	5	6			134	407
45		2	69				71		115	3	3			121	356
46		1	85				86		137	3	6			146	398
47		3	110				113		163	5	17			185	457
48			88				88		178	5	23			206	442
49			66	1	1		68		152	5	27			184	411
50			65		4		69		156	8	35	2		201	406
51			80	1	8		89		161	6	32	3		202	441
52			58	2	8	1	69		163	5	33	12		213	451
53			50	1	12	1	64		139	4	37	24		204	455
54			50		11	3	64		162	4	37	34		237	505
55			47		8	11	66		157		24	41		222	505
56			41		7	7	55		137		27	36		200	455
57			41		3	10	54		124		23	64		211	464
58			34		2	10	46		122		17	55		194	409
59			36		6	13	55		78		17	50		145	381
60															2
61															4
62															5
63															4
64															1
65															1
66															
67															1
68															
69以上															2
人員計	人	74	1,864	5	70	56	2,069	0	3,833	57	368	321	4,579	12,418	
構成比	%	3.6	90.1	0.2	3.4	2.7	100.0	0.0	83.7	1.2	8.0	7.0	100.0	100.0	
平均年齢	歳	38.0	44.3	52.0	54.3	57.3	44.7		44.6	49.2	52.8	56.7	46.2	44.2	

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	51		12		63			15		15					0	2				2				
1年	50		12		62	21		18		39					0	2				2					0
2年	50	4	21		75	28		18		46					0	7				7	1				1
3年	51	1	15		67	42		18		60			5		5	8				8	2				2
4年	54	2	24		80	37		40		77			1		1	5				5	1				1
5年	60	2	20		82	39		13		52					0	8				8	2				2
6年	50	5	19		74	31	1	11		43					0	7				7					0
7年	43	4	25		72	39	2	17		58		1			1	8				8	2				2
8年	31	1	9		41	46	2	20		68					0	6				6	2				2
9年	42	1	23		66	49	1	8		58			2		2	5				5	2				2
10年	24	1	22		47	57	1	13		71		1			1	2				2	3				3
11年	25		13		38	43	2	19		64			2		2	6				6					0
12年	29	1	13		43	55	3	13		71			1		1	13				13					0
13年	36	3	20		59	24		5		29		1			1	5				5	1				1
14年	48	3	19		70	35	1	15		51		1			1	5				5					0
15年	38	1	13		52	21	2	9		32					0	6				6	1				1
16年	52	4	14		70	27	1	5		33			1		1	9				9	1				1
17年	51	9	10		70	14		8		22		1	1		2	1				1					0
18年	58	6	22		86	10	1	9		20		3	1		4	8				8	1				1
19年	76	16	18		110	13		5		18		3	1		4	9				9	1				1
20年	85	14	16		115	13		11		24		2			2	4				4	1				1
21年	81	16	21	1	119	5	1	7		13					0	9				9	2				2
22年	91	12	31		134	10		16		26		2			2	14				14	1				1
23年	77	17	22		116	4	1	11		16		1			1	9				9	1				1
24年	100	22	52		174	6	1	14		21		3			3	4				4	1				1
25年	85	16	54		155	5		10		15					0	9				9					0
26年	69	9	36		114	11		14		25					0	9				9	1				1
27年	71	12	35		118	10		18		28			1		1	5				5					0
28年	49	9	27		85	17		12		29					0	5				5					0
29年	53	12	34		99	12	1	7		20					0	2	1			3	1				1
30年	73	12	34		119	9	2	13		24					0	4				4	1				1
31年	84	10	47		141	15		12		27					0	6	2			8	1				1
32年	86	12	41		139	13		11		24					0	7				7					0
33年	78	22	37		137	18	1	16		35		1			1	8				8					0
34年	78	15	46		139	22		26		48		2			2	6				6	2				2
35年以上	167	59	314	3	543	47		149		196		4	4		8	15	2	1		18	8				8
合計	2,246	333	1,191	4	3,774	848	24	626	0	1,498	0	26	20	0	46	238	5	1	0	244	40	0	0	0	40
平均経験年数	20.5	26.2	25.2	34.1	22.5	14.6	16.0	21.2		17.4		23.3	16.2		20.2	18.8	33.7	43.6		19.2	20.3				20.3

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計					
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
				0					0	7				7	69				69	129			27		156
				0	3				3	16				16	63	1			64	155	1		30		186
4				4	2				2	15				15	43				43	150	4		39		193
3				3	1				1	14				14	53				53	174	1		38		213
3				3	1	1			2	31	1			32	78				78	210	4		65		279
1				1	5	2			7	22	1			23	66				66	203	5		33		241
4				4	1	3			4	23	1	2		26	63				63	179	10		32		221
2				2					0	27				27	71	1			72	192	8		42		242
6	1			7		1			1	22				22	57	1			58	170	6		29		205
3				3		2			2	32				32	56				56	189	4		33		226
	1			1	1	1			2	37	1			38	69	2			71	193	8		35		236
2				2					0	30	1			31	60	2			62	166	5		34		205
2				2	3	2			5	46	1			47	59	1			60	207	8		27		242
3	1			4		1			1	51	1			52	71	1			72	191	8		25		224
1				1	1	1			2	46				46	73	3			76	209	9		34		252
4				4	1	1			2	54	2			56	68	1			69	193	7		22		222
2				2		1			1	69	1	1		71	81	3			84	241	10		21		272
2				2	1	2			3	69	1			70	99	2			101	237	15		19		271
1				1					0	63				63	97	3			100	238	13		32		283
3				3	1	1			2	87	1	1		89	113	1			114	303	22		25		350
4	1			5	2	1			3	95	1	1		97	108	1			109	312	20		28		360
4				4	1				1	95	2			97	124	2			126	321	21		28	1	371
3				3	1				1	65	2	1		68	116	1			117	301	17		48		366
	1			1	2				2	74	3	1		78	105	2			107	272	25		34		331
5				5	2	1			3	78	4	4		86	142	2			144	338	33		70		441
1				1	2				2	87	7			94	199	4			203	388	27		64		479
	1			1		1			1	79	4	1		84	195	4			199	364	19		51		434
				0		1			1	67	1			68	199	5			204	352	19		54		425
2				2					0	84	3	8		95	204	5			209	361	17		47		425
3	1			4		1			1	81	3	4		88	190	3			193	342	22		45		409
				0	2				2	50	1	2		53	247	7			254	386	22		49		457
	2			2	2				2	66	8	5		79	189	4			193	363	26		64		453
2				2					0	57	4	4		65	239	2			241	404	18		56		478
1	2			3	6				6	55	3	3		61	190	4			194	356	33		56		445
				0	3				3	48		3		51	213	4			217	372	21		75		468
9	3			12	5	1			6	102	14	12		128	398	40			438	751	123		480	3	1,357
80	14	0	0	94	49	25	0	0	74	1,944	72	53	0	2,069	4,467	112	0	0	4,579	9,912	611	1,891	4	12,418	
17.5	26.9			18.9	20.4	14.9			18.6	21.7	26.8	29.8		22.0	23.3	29.0			23.4	21.4	25.9	23.9	34.1	22.0	

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校等 教育職	中学校及 び小学校 教育職
1 級	円 187,914	円 204,240	円 211,444	円 228,050	円 327,325	円	円	円 297,030	円
	260							4,613	
								11,246	
2 級	222,067	244,719	282,174	271,563	399,770	224,395	225,695	386,857	375,390
	524					2,522		3,726	1,471
	4							14,687	14,198
特2級								447,033	421,397
								4,592	
								17,016	16,207
3 級	303,292	281,621	344,196	378,346	501,944	268,475	262,557	450,806	429,572
	304	85				1,298	4,150	2,958	64
	489	21	423	892				1,675	3,735
4 級	357,990	354,513	416,322	417,512	561,788	301,219	336,486	468,705	446,097
	21	103			3,671	1,614	5,375	2,802	
	529	568	2,088	1,986			52	3,273	4,508
5 級	391,115	408,262	436,898			371,530	396,454		
	103					1,655			
	3,264	1,868	973			1,022	3,959		
6 級	407,341	427,289				398,344	405,740		
	99	276				1,025			
	5,567	3,872				1,825			
7 級	422,270	443,211							
	150	7,503							
8 級	449,788	452,286							
	896	3,835							
9 級	488,653	475,132							
	844	4,721							
全 級	333,321	321,462	315,194	337,498	484,373	320,603	315,690	388,168	385,274
	168	63			1,560	1,698	2,674	3,709	1,236
	1,622	1,024	598	622		627	928	13,675	12,086
								1,058	1,682

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額										
		給 料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	うちH27 切替に 伴う差額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	特勤 手当	その他	合 計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全 給 料 表	28年	360,486	1,166	6,735	1,437	6,207	9,866	486	4,065	3,971	2,536	387,617
	27年	362,972	1,142	6,786	6,705	6,192	10,156	469	3,919	3,808	2,508	390,024
行 政 職	28年	333,321	168		1,622	8,223	10,483	623	3,038	2,834	2,085	360,607
	27年	335,666	169		6,283	8,025	10,921	557	2,802	2,807	1,978	362,756
(中小学校 事務職)	28年	283,686			1,009		4,465		5,364	6,120		299,635
	27年	287,896			4,245		4,653		4,992	5,681		303,222
公 安 職	28年	321,462	63		1,024	3,407	12,938	188	2,693	2,666	4,506	347,860
	27年	320,952	64		5,274	3,429	13,146	147	2,657	2,734	3,615	346,680
海 事 職	28年	315,194			598		11,402		3,017	3,561	1,304	334,478
	27年	318,490			4,704		12,651		1,972	2,942		336,055
研 究 職	28年	337,498			622	4,491	10,346		4,566	506	1,844	359,251
	27年	338,272			5,585	4,385	10,626		4,248	329	1,614	359,474
医 療 職 (1)	28年	484,373	1,560			34,275	13,538	85,150	2,638	7,471	268,313	895,758
	27年	465,891	1,357			32,198	11,065	76,373	4,033	6,728	283,224	879,512
医 療 職 (2)	28年	320,603	1,698		627	5,671	7,372		2,537	3,667	9,787	349,637
	27年	320,167	1,655		4,597	6,778	6,311		1,643	4,024	8,929	347,852
(中小学校 栄養職)	28年											
	27年											
医 療 職 (3)	28年	315,690	2,674		928	1,269	3,047		1,230	5,499	1,622	328,357
	27年	313,980	2,748		4,964	711	2,611		1,639	5,191	1,444	325,576
高 等 学 校 等 教 育 職	28年	388,168	3,709	13,675	1,058	3,312	10,000		5,788	3,062	1,174	411,504
	27年	389,357	3,658	13,713	7,235	3,323	10,206		5,769	3,139	996	412,790
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	28年	385,274	1,236	12,086	1,682	6,768	8,382		4,655	5,886	472	411,437
	27年	389,630	1,201	12,215	7,496	6,827	8,678		4,502	5,418	412	415,467

(注) 1 特勤手当の欄は、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

2 その他は、単身赴任手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 24	人 72	人 207	人 126	人 517	人 446	人 1,392	円 55,370	円 6,207
行政職	23	52	110	12	143	200	540	57,472	8,223
公安職		14	43	12			69	73,961	3,407
海事職									
研究職			1		11	10	22	49,807	4,491
医療職(1)	1	6	5		2		14	97,929	34,275
医療職(2)					10	1	11	48,465	5,671
医療職(3)					1	1	2	46,935	1,269
高等学校等 教育職			19	31	51	19	120	57,104	3,312
中学校及び 小学校教育職			29	71	299	215	614	50,474	6,768

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
	人	人	人
1人	2,223	874	1,349
2人	1,990	706	3,274
3人	1,488	868	3,596
4人	470	396	1,484
5人	77	66	319
6人	10	8	52
7人	0	0	0
計	6,258	2,918	10,074

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
	人	人	円	円
全給料表	6,258	2.1	19,578	9,866
行政職	1,995	2.1	19,831	10,483
公安職	935	2.2	20,728	12,938
海事職	30	1.9	17,483	11,402
研究職	126	2.1	20,036	10,346
医療職(1)	25	2.4	21,660	13,538
医療職(2)	39	1.9	17,769	7,372
医療職(3)	12	2.1	18,792	3,047
高等学校等教育職	1,054	2.2	19,629	10,000
中学校及び小学校教育職	2,042	2.0	18,795	8,382

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	職員				配偶者等	受給者	非受給者	合計		
	手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 未満							
人	人	人	人	人	人	人	人	円	円	
全給料表	2,021	19	916	1,086	39	2,057	10,361	12,418	24,541	4,065
	100.0%	0.9%	45.3%	53.7%		16.6%	83.4%	100.0%		
行政職	455	1	200	254	15	470	3,304	3,774	24,396	3,038
	100.0%	0.2%	44.0%	55.8%		12.5%	87.5%	100.0%		
公安職	164	1	114	49	18	182	1,316	1,498	22,167	2,693
	100.0%	0.6%	69.5%	29.9%		12.1%	87.9%	100.0%		
海事職	6		2	4		6	40	46	23,133	3,017
	100.0%		33.3%	66.7%		13.0%	87.0%	100.0%		
研究職	43		13	30		43	201	244	25,907	4,566
	100.0%		30.2%	69.8%		17.6%	82.4%	100.0%		
医療職(1)	4		1	3		4	36	40	26,375	2,638
	100.0%		25.0%	75.0%		10.0%	90.0%	100.0%		
医療職(2)	10		6	4		10	84	94	23,850	2,537
	100.0%		60.0%	40.0%		10.6%	89.4%	100.0%		
医療職(3)	4		2	2		4	70	74	22,750	1,230
	100.0%		50.0%	50.0%		5.4%	94.6%	100.0%		
高等学校等 教育職	468	1	174	293	3	470	1,599	2,069	25,478	5,788
	100.0%	0.2%	37.2%	62.6%		22.7%	77.3%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	867	16	404	447	3	868	3,711	4,579	24,559	4,655
	100.0%	1.8%	46.6%	51.6%		19.0%	81.0%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 381 3.1%	人 8,819 71.0%	人 523 4.2%	人 2 0.0%	人 66 0.5%	人 9,791 78.8%	人 2,627 21.2%	人 12,418 100.0%	円 9,289	円 7,324
行政職	305 8.1%	1,998 52.9%	293 7.8%	1 0.0%	41 1.1%	2,638 69.9%	1,136 30.1%	3,774 100.0%	10,207	7,135
公安職	21 1.4%	610 40.7%	173 11.5%		2 0.1%	806 53.8%	692 46.2%	1,498 100.0%	4,600	2,475
海事職		20 43.5%				20 43.5%	26 56.5%	46 100.0%	8,545	3,715
研究職	11 4.5%	194 79.5%	15 6.1%	1 0.4%	5 2.0%	226 92.6%	18 7.4%	244 100.0%	9,433	8,737
医療職(1)	1 2.5%	10 25.0%	2 5.0%			13 32.5%	27 67.5%	40 100.0%	8,351	2,714
医療職(2)	3 3.2%	68 72.3%	3 3.2%			74 78.7%	20 21.3%	94 100.0%	11,966	9,420
医療職(3)	2 2.7%	53 71.6%	2 2.7%			57 77.0%	17 23.0%	74 100.0%	10,480	8,073
高等学校等 教育職	21 1.0%	1,721 83.2%	13 0.6%		5 0.2%	1,760 85.1%	309 14.9%	2,069 100.0%	11,030	9,382
中学校及び 小学校教育職	17 0.4%	4,145 90.5%	22 0.5%		13 0.3%	4,197 91.7%	382 8.3%	4,579 100.0%	8,818	8,082

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
手当受給職員数		人 381	人 8,819	人 523	人 2	人 51	人 15	人 9,791
運賃等 相当額	10,000円以下	216				5	2	人 223
	10,001円以上 20,000円以下	149				39	9	197
	20,001円以上 30,000円以下	13				5	3	21
	30,001円以上 40,000円以下					1		1
	40,001円以上 50,000円以下	2					1	3
	50,001円以上 55,000円以下							
	55,001円以上	1				1		2
	計	381				51	15	447
	受給職員平均運賃等相当額	円 11,024				円 15,666	円 17,403	円 11,768
使 用 距 離	4 km未満		人 1,449	人 359	人 2	人 4	人 1	人 1,808
	4 km以上 6 km未満		1,305	121	2			1,428
	6 km以上 10km未満		1,584	36		4		1,624
	10km以上 14km未満		927	3		3	1	934
	14km以上 18km未満		739	2		8		749
	18km以上 22km未満		589	1		4		594
	22km以上 26km未満		484	1		3	1	489
	26km以上 30km未満		348			8	2	358
	30km以上 34km未満		378			5		383
	34km以上 38km未満		319			4	5	328
	38km以上 42km未満		236			6	2	244
	42km以上 46km未満		130			1	1	132
	46km以上 50km未満		110			1	1	112
	50km以上 54km未満		68					68
	54km以上 58km未満		39				1	40
	58km以上 62km未満		36					36
	62km以上 66km未満		18			1		19
	66km以上 70km未満		17			1		18
	70km以上 74km未満		19					19
	74km以上 78km未満		15					15
	78km以上		9			2	1	12
計		8,819	523	2	51	15	9,410	
受給職員平均支給額		円 9,613	円 1,333	円 3,100	円 3,780	円 1,160	円 9,106	

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1か月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	5級地	7級地	その他				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市 ほか	広島県 広島市	岡山県 岡山市 ほか	宮城県 石巻市 ほか				
全 給 料 表	人 21	人 10	人 1	人 11	人 2	人 3	人 40	人 88	円 68,629	円 486
行 政 職	19	9	1	7	2	3		41	57,347	623
公 安 職	2	1		4				7	40,309	188
海 事 職								0		
研 究 職								0		
医 療 職 (1)							40	40	85,150	85,150
医 療 職 (2)								0		
医 療 職 (3)								0		
高 等 学 校 等 教 育 職								0		
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0		

第14表 給料表別単身赴任手当支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	高等学校等 教育職	中学校 及び 小学校 教育職
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
受 給 者	80km未満	202	14	143		1		1		15	28
	80km以上 100km未満	54	22	6		5		1		7	13
	100km以上 150km未満	197	100	40	2	2	1	3	1	30	18
	150km以上 200km未満	75	42	15			1	1	1	10	5
	200km以上 300km未満	37	16	7						7	7
	300km以上 500km未満	85	53	14			2	1	2	12	1
	500km以上 700km未満	2	2								
	700km以上 900km未満										
	900km以上 1,100km未満	8	8								
	1,100km以上 1,300km未満										
	1,300km以上 1,500km未満	1	1								
	1,500km以上 2,000km未満	2	2								
	2,000km以上 2,500km未満	1	1								
	2,500km以上										
小計	664	261	225	2	8	4	7	4	81	72	
非受給者	11,754	3,513	1,273	44	236	36	87	70	1,988	4,507	
合計	12,418	3,774	1,498	46	244	40	94	74	2,069	4,579	
受給者1人 当たり平均 支給額	円 37,586	円 41,441	円 33,622	円 38,000	円 35,125	円 42,500	円 37,857	円 42,500	円 38,123	円 35,083	
職員1人 当たり平均 支給額	円 2,010	円 2,866	円 5,050	円 1,652	円 1,152	円 4,250	円 2,819	円 2,297	円 1,493	円 552	

第15表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第16表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第17表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	平成 28 年	平成 27 年
	円	円
給 料	337,565	339,996
管 理 職 手 当	8,466	8,273
扶 養 手 当	10,748	11,216
地 域 手 当	642	574
住 居 手 当	3,078	2,803
特 地 勤 務 手 当	2,812	2,804
そ の 他	2,150	2,039
合 計	365,461	367,705

適 用 人 員	3,661 人	3,682 人
平 均 年 齢	44.4 歳	44.6 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 4 その他は、単身赴任手当等である。

第18表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成28年4月1日 付け退職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	41	160	0	201
行 政 職	16	29		45
公 安 職	1	10		11
海 事 職				0
研 究 職		2		2
医 療 職 (1)		1		1
医 療 職 (2)		2		2
医 療 職 (3)		2		2
高 等 学 校 等 教 育 職	10	33		43
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	14	81		95

第19表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表 \ 級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	7	79		8	3	4	3				104
行 政 職				7							7
(中 小 学 校 事 務 職)				7							7
公 安 職				1	3	4	3				11
海 事 職											0
研 究 職											0
医 療 職 (1)											0
医 療 職 (2)											0
(中 小 学 校 栄 養 職)											0
医 療 職 (3)											0
高 等 学 校 等 教 育 職	7	34									41
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		45									45

その2 短時間勤務職員

給料表 \ 級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表		8		35	2						45
行 政 職				34							34
(中 小 学 校 事 務 職)											0
公 安 職											0
海 事 職											0
研 究 職		4									4
医 療 職 (1)											0
医 療 職 (2)					2						2
(中 小 学 校 栄 養 職)											0
医 療 職 (3)				1							1
高 等 学 校 等 教 育 職		4									4
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職											0

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成28年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成28年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所254事業所

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から139事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した139事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く133事業所である。

イ 調査実人員 5,206人

内訳 初任給関係 223人（うち行政職に相当する職種 170人）

上記以外 4,983人（うち行政職に相当する職種 3,921人）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第20表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 133	事業所 33	事業所 65	事業所 35
農 業 、 林 業 、 漁 業	2	0	0	2
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	17	4	4	9
製 造 業	56	9	32	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	17	7	8	2
卸 売 業 、 小 売 業	7	3	2	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	3	1	2	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	31	9	17	5

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第21表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	
6級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
5級	事務主任・技術主任	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
4級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
3級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 職 務
9級	本庁の部長の職務
8級	本庁の次長の職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
6級	本庁の課長の職務
5級	本庁のグループリーダーの職務
4級	企画員の職務
3級	主任の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
1級	主事又は技師の職務

第22表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職
責が部長と課長の間に位置づけられる者
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理… { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長に直属し部下4人以上を有する者
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責
が課長と係長の間に位置づけられる者
- ・事務係長・技術係長… 係の長及び係長級専門職
- ・事務主任・技術主任… { 係長等のいる事業所における主任
係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係
長と係員の間に位置づけられる者

その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員…
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
支店長	5	53.7	815,966	-	815,966
大学卒	4	51.8	791,208	-	791,208
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	1	*	*	*	*
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	9	54.3	640,184	-	640,184
大学卒	5	53.4	665,573	-	665,573
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	4	55.5	609,497	-	609,497
中学校卒	-	-	-	-	-
事務部長	97	54.5	543,565	876	542,689
大学卒	54	53.9	535,314	1,552	533,762
短大卒	11	53.2	632,458	-	632,458
高校卒	32	56.0	513,703	307	513,396
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部長	84	50.9	528,113	2,932	525,181
大学卒	48	51.4	549,031	1,210	547,821
短大卒	13	50.0	482,096	6,435	475,661
高校卒	22	51.1	512,544	4,722	507,822
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部次長	60	50.8	456,667	1,713	454,954
大学卒	24	49.1	455,431	2,182	453,249
短大卒	9	51.4	492,430	-	492,430
高校卒	27	52.2	449,441	1,688	447,753
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	35	50.8	438,012	10,880	427,132
大学卒	15	51.1	434,965	2,520	432,445
短大卒	2	*	*	*	*
高校卒	17	50.6	426,175	20,505	405,670
中学校卒	1	*	*	*	*

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成28年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 A	う ち 時 間 外 手 当 B	A - B
		人	歳	円	円	円
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	長 卒	186	49.8	466,441	10,431	456,010
	卒	93	48.0	457,803	5,060	452,743
	卒	25	48.5	422,673	9,634	413,039
	卒	68	51.8	485,555	15,811	469,744
	卒	-	-	-	-	-
	長 卒	251	48.6	483,672	7,735	475,937
	卒	114	47.1	493,079	5,770	487,309
	卒	28	46.1	491,791	21,380	470,411
	卒	105	51.0	475,257	5,848	469,409
	卒	4	45.5	368,023	2,198	365,825
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	代 理 卒	45	48.1	378,805	21,725	357,080
	卒	17	45.5	350,595	7,981	342,614
	卒	9	50.1	374,585	30,325	344,260
	卒	19	49.4	405,400	29,717	375,683
	卒	-	-	-	-	-
	代 理 卒	69	47.4	404,411	38,749	365,662
	卒	13	47.5	401,723	23,231	378,492
	卒	14	46.1	408,381	50,194	358,187
	卒	42	47.8	403,600	38,295	365,305
	卒	-	-	-	-	-
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	長 卒	183	45.1	388,679	53,430	335,249
	卒	74	40.7	367,949	51,215	316,734
	卒	28	47.8	375,456	35,531	339,925
	卒	79	48.0	411,091	61,072	350,019
	卒	2	*	*	*	*
	長 卒	315	47.5	441,307	91,491	349,816
	卒	65	42.8	359,432	46,279	313,153
	卒	29	44.7	358,995	30,334	328,661
	卒	194	48.6	463,487	101,773	361,714
	卒	27	48.2	464,232	128,391	335,841

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B	
		人	歳	円	円	円	
事 務	主 任	224	44.3	329,182	43,013	286,169	
	大 学 卒	88	42.2	330,219	43,735	286,484	
	短 大 卒	47	41.9	279,463	32,782	246,681	
	高 校 卒	88	46.9	350,605	47,133	303,472	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	主 任	356	44.7	384,413	67,951	316,462	
	大 学 卒	116	40.1	368,045	76,322	291,723	
	短 大 卒	50	43.1	353,745	56,096	297,649	
	高 校 卒	177	47.1	397,383	65,398	331,985	
	中 学 卒	13	46.6	426,506	104,254	322,252	
事 務	係 員	1,081	36.4	277,422	37,325	240,097	
	大 学 卒	381	32.7	293,212	42,591	250,621	
	短 大 卒	170	38.6	249,381	27,262	222,119	
	高 校 卒	527	39.6	269,515	34,870	234,645	
	中 学 卒	3	50.0	186,439	13,284	173,155	
	技 術	係 員	921	33.9	301,657	50,274	251,383
		大 学 卒	339	34.0	323,232	69,305	253,927
		短 大 卒	162	32.3	299,661	53,803	245,858
		高 校 卒	414	34.3	291,565	39,440	252,125
中 学 卒		6	45.1	273,850	36,012	237,838	

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	5人	53.7歳	815,966円	-円	815,966円
工場長	4	55.7	828,456	-	828,456
事務部長	52	54.9	568,570	-	568,570
技術部長	29	53.1	599,273	1,831	597,442
事務部次長	29	51.2	497,219	1,245	495,974
技術部次長	3	53.2	451,486	13,354	438,132
事務課長	127	50.2	480,915	10,477	470,438
技術課長	109	49.7	538,741	8,411	530,330
事務課長代理	32	48.0	388,864	19,972	368,892
技術課長代理	19	46.6	443,174	41,517	401,657
事務係長	99	45.9	443,620	71,304	372,316
技術係長	146	49.3	497,511	120,308	377,203
事務主任	67	45.3	394,066	56,919	337,147
技術主任	128	47.0	413,473	66,341	347,132
事務係員	474	35.7	308,676	46,836	261,840
技術係員	313	32.7	309,534	48,230	261,304

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
工場長	5	53.3	502,747	-	502,747
事務部長	34	53.2	506,033	2,946	503,087
技術部長	39	49.6	506,597	350	506,247
事務部次長	26	49.7	400,200	3,027	397,173
技術部次長	21	50.2	451,629	1,136	450,493
事務課長	55	48.5	436,035	11,018	425,017
技術課長	107	47.7	438,445	5,483	432,962
事務課長代理	13	48.3	355,385	25,806	329,579
技術課長代理	27	47.9	398,067	33,069	364,998
事務係長	59	43.9	338,330	34,610	303,720
技術係長	106	45.1	357,816	45,904	311,912
事務主任	129	43.6	299,631	37,624	262,007
技術主任	158	41.8	362,950	72,929	290,021
事務係員	475	37.4	238,059	25,641	212,418
技術係員	416	35.2	299,739	57,062	242,677

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きま って支 給す る給 与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
支店長	-	-	-	-	-
工場長	-	-	-	-	-
事務部長	11	53.6	351,291	5,263	346,028
技術部長	16	48.5	399,300	12,583	386,717
事務部次長	5	52.1	311,821	-	311,821
技術部次長	11	51.4	406,304	30,201	376,103
事務課長	4	50.0	283,248	-	283,248
技術課長	35	46.3	354,849	11,698	343,151
事務課長代理	-	-	-	-	-
技術課長代理	23	47.8	349,825	41,526	308,299
事務係長	25	44.5	277,463	23,332	254,131
技術係長	63	43.1	314,581	31,722	282,859
事務主任	28	43.8	247,264	20,773	226,491
技術主任	70	43.2	322,953	62,123	260,830
事務係員	132	38.0	199,949	12,585	187,364
技術係員	192	35.5	276,084	42,767	233,317

その2 給与比較の対象外職種
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
電話交換手	人	歳	円	円	円
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-
守衛	2	*	*	*	*
用務員	7	44.1	303,962	32,556	271,406
	-	-	-	-	-
研究所長	-	-	-	-	-
研究部(課)長	-	-	-	-	-
研究室(係)長	-	-	-	-	-
主任研究員	-	-	-	-	-
研究員	-	-	-	-	-
研究補助員	-	-	-	-	-
病院長	2	*	*	*	*
副院長	7	59.1	1,301,526	189,989	1,111,537
医科長	27	51.5	1,227,866	220,845	1,007,021
医師	41	38.4	1,005,548	207,081	798,467
歯科医師	2	*	*	*	*
薬局長	6	53.1	532,510	61,054	471,456
薬剤師	26	37.5	404,521	48,029	356,492
診療放射線技師	52	38.5	360,403	47,236	313,167
臨床検査技師	70	40.8	347,738	39,480	308,258
栄養士	45	35.5	259,572	10,233	249,339
理学療法士	91	33.1	278,337	16,897	261,440
作業療法士	80	34.3	274,196	7,967	266,229
総看護師長	9	56.1	484,182	9,818	474,364
看護師長	155	48.9	402,569	34,440	368,129
看護師	304	40.0	348,268	54,502	293,766
准看護師	136	44.8	285,823	37,486	248,337

第23表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	174,637	* 170,559	178,195
		短大卒	* 153,726	* 134,413	* 169,178
		高校卒	142,530	* 139,979	* 146,215
	新卒技術者	大学卒	190,773	x	190,848
		短大卒	171,370	-	171,370
		高校卒	159,033	* 162,692	158,266
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	179,503	* 171,437	183,683
		短大卒	167,299	* 134,413	171,057
		高校卒	152,931	* 147,550	155,554
その他	新卒栄養士	大学卒	-	-	-
	準新卒看護師	短大卒	* 200,277	* 196,775	* 201,152
	準新卒准看護師	高校卒	* 166,140	-	* 166,140

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。
 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第24表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	企業規模	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	55.0	(38.3)	
大学卒	500人以上	91.8	(23.2)	(76.8)	(0.0)	8.2	
	500人未満	42.5	(49.4)	(50.6)	(0.0)	57.5	
高校卒	計	43.8	(38.7)	(61.3)	(0.0)	56.2	
	500人以上	75.4	(19.6)	(80.4)	(0.0)	24.6	
	500人未満	33.1	(53.3)	(46.7)	(0.0)	66.9	

- (注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第25表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項 目	昇給制度あり			昇給制度無し
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	計	92.5	(45.8)	(79.0)	(62.9)	7.5
	500人以上	88.9	(55.1)	(84.3)	(81.8)	11.1
	100人以上 500人未満	98.2	(44.9)	(73.3)	(57.5)	1.8
	100人未満	85.3	(37.9)	(86.2)	(55.2)	14.7
課長級	計	87.4	(45.3)	(78.0)	(56.5)	12.6
	500人以上	75.4	(52.0)	(85.6)	(74.5)	24.6
	100人以上 500人未満	94.7	(46.0)	(71.0)	(51.3)	5.3
	100人未満	85.3	(37.9)	(86.2)	(51.7)	14.7

- (注) 1 () 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。
 2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第26表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
75.0	(95.0)	[92.2]	[7.8]	(5.0)	25.0

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の見 直しの動向等によっては見 直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
7.9%	10.4%	81.7%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
60.1%	4.5%	35.4%	0.0%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	9,674 円
配 偶 者 と 子 1 人	14,773
配 偶 者 と 子 2 人	19,603

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第27表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	50.2 %
非支給	49.8
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第28表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (a)		319,737 円	259,552 円
	上半期 (b)		319,353 円	259,308 円
特別給の支給額	下半期 (A)		646,333 円	509,998 円
	上半期 (B)		611,311 円	499,887 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)		2.02 月分	1.96 月分
	上半期 (B/b)		1.91 月分	1.93 月分
年間計			3.94 月分	3.89 月分

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第29表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級 (非役員)		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	45.5	54.5	47.9	52.1	55.8	44.2
500人以上	28.1	71.9	32.6	67.4	55.3	44.7
100人以上 500人未満	59.3	40.7	59.6	40.4	63.1	36.9
100人未満	34.6	65.4	38.4	61.6	40.5	59.5

第30表 民間における月45時間を超え60時間を超えない
時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	1.8 %	1.8 %	1.9 %	1.9 %
30%	31.2	33.0	25.5	27.4
29%	0.0	33.0	0.0	27.4
28%	0.0	33.0	0.0	27.4
27%	0.0	33.0	0.0	27.4
26%	0.0	33.0	0.0	27.4
25%	67.0	100.0	72.6	100.0

3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成28年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成28年4月の費目別標準生計費を算出した。松江市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成28年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費 I	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費 II	0.478	0.478	0.478	0.477

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第31表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,120円	37,110円	47,320円	57,520円	67,720円
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
雑費Ⅰ	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
雑費Ⅱ	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420

その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,950円	36,860円	46,990円	57,120円	67,250円
住居関係費	50,150	55,260	50,450	45,640	40,830
被服・履物費	1,700	4,070	5,000	5,930	6,860
雑費Ⅰ	31,150	42,200	59,640	77,100	94,530
雑費Ⅱ	8,530	31,480	31,460	31,440	31,430
計	116,480	169,870	193,540	217,230	240,900

第32表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成26年度	平成27年度	平成27年4月	5月	6月	7月	
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	0.5	1.1	1.0	0.9	0.9	1.0	
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	1.11	1.23	1.17	1.18	1.19	1.21	
		島根県	(倍)	1.17	1.30	1.19	1.23	1.22	1.26	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	3.5	3.3	3.4	3.3	3.4	3.3	
賃金・ 労働時間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	290.8	289.1	292.5	286.8	290.1	289.4	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.3	0.5	0.5	0.0	0.8	0.6	
	島根県	(千円)	257.8	255.7	256.4	249.8	253.9	255.1		
		前年度比・ 前年同月比 (%)	1.3	△ 0.8	1.0	△ 0.9	△ 0.9	0.6		
	⑤ うち所定内給与	全国	(千円)	265.4	264.0	266.5	262.6	265.5	264.5	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.2	0.6	0.6	0.3	0.8	0.7	
	島根県	(千円)	234.3	231.4	232.3	226.8	230.9	231.5		
		前年度比・ 前年同月比 (%)	0.9	△ 1.2	1.3	△ 1.3	△ 0.9	0.1		
	⑥ うち所定外給与	全国	(千円)	25.4	25.1	26.0	24.3	24.6	24.9	
			島根県	(千円)	23.5	24.3	24.1	23.1	23.0	23.6
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	149.3	148.9	155.8	143.0	153.4	155.5		
		島根県	(時間)	155.5	153.4	159.5	145.7	156.4	158.5	
⑧ うち所定外 労働時間数	全国	(時間)	12.8	12.8	13.4	12.5	12.6	12.7		
		島根県	(時間)	12.2	12.3	12.5	11.5	11.6	11.9	
生計費	⑨ 消費支出 (名目)	勤労者世帯	全国	(千円)	318.7	315.4	334.3	317.3	293.0	314.8
				前年比・ 前年同月比 (%)	0.0	△ 1.0	1.1	8.1	△ 0.9	1.3
松江市	(千円)	304.2	315.4	304.8	279.5	297.4	339.3			
	前年比・ 前年同月比 (%)	△ 11.3	3.7	△ 17.7	△ 1.8	18.0	35.6			
物価	⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・ 前年同月比 (%)	2.9	0.2	0.6	0.5	0.4	0.2	
			松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	2.8	0.4	0.2	0.6	0.9	0.4
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	2.7	△ 3.2	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2

- (注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪は平成22年基準である。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。
 4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8	0.8	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	厚生労働省
1.28	1.29	1.31	1.31	1.33	1.38	1.42	1.43	1.46	1.47	
3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	総務省 (労働力調査)
287.2	288.1	289.8	289.0	289.3	286.6	288.6	292.0	293.8	287.5	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.3	0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3	
253.8	254.0	258.1	256.1	256.3	254.6	259.6	261.3	258.7	253.4	
0.6	0.5	1.3	0.6	0.7	0.1	1.8	2.2	0.9	1.4	
262.9	263.8	264.3	263.2	263.2	261.8	263.6	266.3	267.6	263.0	
0.3	0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1	
229.3	230.3	233.0	231.3	231.8	230.8	234.0	235.2	233.3	229.6	
△ 0.5	△ 0.5	△ 0.1	0.1	0.3	0.5	1.5	2.0	0.4	1.3	
24.3	24.2	25.4	25.8	26.2	24.8	25.0	25.8	26.3	24.5	
24.5	23.7	25.1	24.8	24.4	23.8	25.6	26.1	25.5	23.7	
145.4	147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7	
150.6	152.1	155.2	154.6	152.0	144.5	153.1	158.9	158.4	145.7	
12.2	12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2	
12.1	12.0	12.9	12.6	12.6	11.9	12.7	13.4	12.6	11.5	
317.2	298.7	309.8	294.9	340.5	312.3	297.7	334.6	338.0	306.7	総務省 (家計調査)
3.7	△ 1.4	△ 1.3	△ 3.6	△ 5.0	△ 2.3	2.4	△ 4.7	1.3	△ 2.9	
319.9	260.7	251.6	325.4	339.5	315.6	376.1	306.1	326.4	314.5	
22.7	1.8	△ 5.9	4.2	△ 11.6	△ 8.3	△ 0.6	△ 10.9	7.1	12.5	総務省
0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	
0.1	0.3	0.3	0.6	0.7	△ 0.1	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.6	
△ 3.7	△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3	日本銀行

4 人事管理関係

第33表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
知事部局等	10.6	10.2	10.3	10.2
警察	6.8	6.8	7.7	7.7
高校等	11.0	11.3	10.8	11.3
小中学校等	10.7	9.7	9.0	9.4
全所属	10.2	9.7	9.5	9.7

(勤務条件等実態調査)

その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
知事部局等	3.7	3.7	3.7	3.8
警察	3.7	3.5	3.9	3.8
高校等	3.6	3.7	3.6	3.5
小中学校等	3.9	3.9	3.9	3.9
全所属	3.7	3.7	3.8	3.8

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年本委員会が各所属に対して実施している調査
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 3 日数は、職員1人当たりの平均取得日数である。

第34表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局等	176.2	205.4	199.4	178.3
警察	263.0	264.0	265.4	259.2
高校等	64.5	66.3	60.7	59.6
小中学校等	119.8	132.2	143.7	162.5
全所属	196.7	215.5	213.3	200.0

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人当たりの平均である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）に勤務する職員
 「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員
 「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する事務職員及び学校栄養職員

第35表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局等	31(4)	31(2)	35(3)	28(0)
警察	7(0)	10(0)	9(1)	15(0)
高校等	33(1)	47(1)	36(1)	34(0)
小中学校等	80(0)	81(0)	73(1)	79(0)
全所属	151(5)	169(3)	153(6)	156(0)

その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局等	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)
警察	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
高校等	1(0)	1(1)	2(0)	2(0)
小中学校等	20(6)	18(6)	39(15)	10(1)
全所属	21(6)	21(7)	41(15)	12(1)

(注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。

2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）

「高校等」：高校、特別支援学校

「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

第36表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
知事部局等	187	197	190	219
うち精神疾患	41	49	48	54
警察	52	46	44	49
うち精神疾患	15	18	9	9
高校等	245	244	230	234
うち精神疾患	19	16	14	23
小中学校等	393	401	350	370
うち精神疾患	36	45	52	37
全所属	877	888	814	872
うち精神疾患	111	128	123	123

(勤務条件等実態調査)

その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
知事部局等	19	28	23	23
うち精神疾患	11	20	9	18
警察	7	5	5	4
うち精神疾患	5	4	3	3
高校等	16	21	16	12
うち精神疾患	10	6	8	9
小中学校等	42	32	39	40
うち精神疾患	27	15	20	25
全所属	84	86	83	79
うち精神疾患	53	45	40	55

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 人数は、各年（1月1日から12月31日）における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合はいずれの表にも計上している。
- 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）
- 「高校等」：高校、特別支援学校
- 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場